

平成25年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成25年3月15日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|-----|----|-----|-------------|
| No. 1 | 8番 | 後藤 | 功君 | (P121～P138) |
| No. 2 | 12番 | 上田 | 秀人君 | (P139～P163) |
| No. 3 | 1番 | 鈴木 | 勝久君 | (P164～P182) |

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。

それでは、通告第8、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇14番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○14番（後藤 功君） 14番後藤でございます。ちょっと私、声が、何のたたりだかわからないけれども、風邪が長引いていまして、声が聞きにくいと思いますので、どうかご了承ください。原発以来、どうもおかしいと。後で東京電力、国に対してそれなりの賠償をさせていただくと、こういう覚悟を持っておりますので、よろしく願いします。

今回の一般質問でございますが、私は毎回、毎度のことながら、村長に対して村長の政治姿勢ということで質問をしてきた経緯がございます。それで、いろいろございますが、今、質問のいろいろ通告というか、村長の政治そのもの、全般的なことを、私は毎度のことながら網羅したそういうお考えを聞きたいということで、あまり事細かくに書かないんですが、それは通告にないものだから、あまり執行部側にどうしたかということも言いませんので、数字的なことはできるだけ通告しますけれども、そういうことでどうかご了承願います。

国政に目をやりますと、今、安倍総理、アベノミクスということで、非常に支持率がうなぎ登りで高まっているんですね。内閣発足当初、これは内閣が政権かわって、そういう場合はご祝儀相場で支持率一番高いということが、いわばそういうことがありますね。しかし、内閣発足後、大概もう賞味期限が切れるとだんだん落ちて、もしくはガクンと、V字に谷底にたたき落とされた、そういうものがここ二、三代続いた内閣の姿なんです、それが安倍総理に至っては、さまざまな政策を矢継ぎ早に、果敢に実行しているおかげというか、そういうこともありましょう。しかし、本当に支持率がなお上がっていると。私もみんなの党という党に所属しておりますが、自民党の政権とはいえ、やはりいいものはいいと、率直にこれは評価します。

なぜ私がこういうことを例にとるかと申し上げますと、国政の場でも、今まで民衆党政権が、せつかく3年3か月という、当初、国民の圧倒的な支持によって政権をとったわけですよ。そして当時、二大政党制ということで、自民党がだめなら、じゃあ片や一方の勢力である民主党に政権をとらせてやろうじゃないかと。そこには何であったかということですが、それは当時の自民党政権、長期政権の悪弊というべきか、いろいろなそういうしがらみの政治、国民の要望と非常に乖離した政治をとっていたと、そういうことに対して民主党は自民党でやれなかったことを果敢にやって

くれと、またそういう政策を打ち出していました。ところが、いざ政権をとると、全く今までも何ら変わらない、むしろそれより悪い、これは経験不足もちろんありますが、逆になってしまったと。これにまた失望して、それではかわりのものがないということで自民党に国民は委ねたと、このように思います。

それで、私たちの今、西郷村の村政、佐藤村政も3期12年、半ばですが、なんなんとしていると。そういった状況の中で、じゃ安倍内閣はなぜ支持率が上がったのかと。本来であれば、佐藤正博村長も支持率がどんどん上がっていいんですよ。ところが巷間、聞く話によると、何らあまり支持しないなんて言う。もともと支持した人がね、今度は何だかあまり支持したくないんだと。選挙になればわからないけれどもね。西郷村民というのは、表でだめだなんて言ったって、いざ選挙になるとやっぱり佐藤正博だなんてね、そういうこともあるんですよ。だから、それはわからないけれども、しかし政策的に、私は安倍内閣と対比するんですが、やはり執行権を持っている、そして村長という村の最高責任者ですよ。やろうと思えば議会の議決、同意を得ればあらゆることができるわけですね。

今、何が問題だかという、この議会においてもいろいろな同僚の議員から質問ございます。そこに一つに苛立ちというものを感じているのは、やっぱり村長のその執行ね。我々の一般質問、これは住民から酌み上げたいろいろなそういうものを議会の場で代表者として村長に提案、あるいは叱咤激励、いろいろなことで提案しているわけですが、ところが村長は、何かその、事の問題の本質をはぐらかしたような答弁に終始していると。それに、我々の意見に同調はしてみても、しかし、いざ実行段階になると、何らそういう、何も実行していないんじゃないかと。そういうことで我々は非常にいら立ちを持っている。また、住民、村民の皆さんも、せっかく期待したのに、何ら、もう本当に自分らが実のある日常とするそういう住民生活の福祉向上のためにどれだけ足跡を残したのかという、そういうことでやはり疑問を抱いているわけですよ。

その安倍内閣と今対比するのも、これはちょっと大げさ過ぎますが、しかし、やはり長たる執行の責任者となったならばですよ、最高権力者に、果断にね、やはり今、いろいろな問題が山積しているわけですよ。それを果断にやはり実行していくと、そこにやはりこの安倍首相、日銀の量的緩和、それからインフレーターゲットね、このデフレをもうとにかく脱却するんだと、そういうことをもう政権発足と同時に果断に実行していますね。

そして、時にはこの日銀が一つのガンになっていると。日銀の独立性、それはもちろん大事であります、しかし国家の全国民の生活全てを委ねられている政府としては、一日銀総裁の名誉とかメンツとか、そういう内部的なことに構ってはおれない。果断にやはりこれはもう日銀法を改正してでも何でも、やはり国民のニーズに合った、それから世界の潮流としての日本経済をどのようにやっていくんだと、そういう観点から、やはりこれはもう首のすげかえ、白川方明総裁にはそれなりの功績はあったでしょう。任期を待たずに引退してもらって、新しい日銀総裁に今度は就任していただ

くと。国会承認は正式になったのかな、黒田総裁というものを据えてやっていこうと。

そういうひとつの総理あるいは村長は、一つの政策課題を実現するためには、今現在、そういう障害物を一つ一つ取り去って、議会が同意しないから悪いんだとか、そういうひとにかずけるといふか、何かそういうことを言う人もあるけれども、違うんですよ。それはやはり村長も真摯にその物事に対して、一つ一つ丁寧に我々と話し合っていて、そこで最大公約数の答えを引き出していくんだと。要するに実行力ですね、そういうものをなぜやれないんだと。そういうことが我々としては甚だ苛立たしさを感じておると。これが今日の西郷村の現状じゃないかと。まあ比較しますとそういうことですね。

それで、いろいろございますが、ついでながら、ここに質問項目を上げました以外にもたくさんございます。昨日の一般質問の中にも、除染がいかにかどうのこうのということがございましたね。これも一言私は言っておかなきゃならないのは、これは国の除染費用も、国から県に下がってきて、県から市町村にお任せしているということですね。しかし、そこに実際の除染のやり方、中に至るが非常に、今住民の皆さん、あるいは実際に作業に当たっている皆さん、あるいは受注した請負の業者の皆さん、これは疑問に思っているんです。

私は過去にそういう疑問点をここで言ったことがあります、この除染を今年度118億円という巨額の予算を措置した。しかし、実際にそれが果たしてできるのかどうかと。昨日も、村長も2番議員の質問に対して、作業員が足りないとか、これは起こっているわけですよ。そうすると、私は非常に矛盾を感じる。自分自身の言うことも矛盾しているかもしれないけれども、放射能を我々は今浴びているわけですよ。それを一刻も取り払うのには5年計画、あるいは10年にわたると言われた。じゃ、その間、いや、明日やるところはいいでしょう。しかし、最後に残った5年目、10年目の人はどうなるんだと。その間は低線量被ばくしているわけですよ。これね、普通のそういう事業であるならば、何か年計画でそういうこともいいでしょうし、ところが、殊、健康問題ですから、一日も早くですよ、その放射能被害から浴びなくてすむ方法としては、そんな3年だ、5年だ、10年だなんてそんな悠長なことを言っていられないんですよ。私はそう思いますね。これは誰だっておかしいよなど。

実際これは目に見えない放射線だね、痛くもかゆくもないけれども、しかし長い間には人体にそれ相応のやはりダメージを受けて、最後はどうなんだ、わからないけれども。そういう恐怖に我々はさらされるということですね。しかし、実際にその除染計画の内容を見ると、一応5年をめどにと。5年先に、じゃこのままで浴びせられて、5年後にやると、じゃどうなるんだと。もう我々は2年間はこれ浴びているわけですよ。今さら除染なんて言ったってね、まあこれはインチキ、まやかし、それは国は、あるいは東京電力は、我々から早く除染、どうしてくれるんだ、あるいは賠償をどうしてくれるんだ、でもそのアリバイとして、いや、これ一生懸命やっています、除染やりますと。

そのやった結果というの、学者あるいはいろいろな人たちも定かでない。実際私

も今除染やっている現場に足を運んで、西郷じゃないですけどもね、白河で今、昨日も見て、昨日、おとといかな。しかし、そのやっている人が、こんなのやったって全然意味ないんだと。だって山の裾ね、もう側溝はそっちは2.0マイクロシーベルトあるんですよ。そして、そこへ5センチの表土をむいて、そこへ新しい山砂を入れるだけでしょう。多少は下がる。しかしながら、実際多額の金をかけて何の意味があるかという、それは実際の作業員が言うんですよ。私は全く同感ですね。

だから、全然無駄とは申しませんが、しかしながら、この今、福島県下で行われている除染事業そのものは非常に疑問であると。ただ、政府はやはりこれだけの大災害を福島県民に負わしたのだから、その贖罪意識から、除染早くしろって言えば、さようでございます、やりますと、そういうような姿勢でやらざるを得ない。それを割り引いてもですよ、やはり本音のところで私は除染をやってほしいね。多額のこれ10兆円も20兆円もかかるというんだから。

まあこれは本当にね、何度も言うようですが、私は決して放射能除染を否定するものではありませんが、しかしその辺何とかならないのかと、やり方がね。私は皆さんやはりいろいろこれ、放射能災害で4万円の賠償、そんなものともない。私もそう思います。しかし、そういう金になると、政府はけちるんだわね、極端に。しかし、除染だ何だなんていうともう、要は青天井でしょう、これは予算。118億円なんていう金、これ西郷村で使ったことないわな、1年間に。月に直せば10億、どうしてやれるの、これ。こんな庁舎であろうが学校であろうが、118億円の予算なら3つも4つも建つなど。そのぐらいの数字ですよ。まあそういうことで、非常に私は疑問に思います。

それで、住民の皆さん、私もそうですが、1戸当たり100平米、100坪300平米ですね、それで300万円、500万円かかるんだと。あるいは100万円、200万円。その金を、これは除染なら一刻も早く除染するわけですから、各おのおのその世帯にそれを配って、そして一斉にやらせたら早く終わるんじゃないかと。マニュアルはちゃんをつくってね。実際に除染現場見たら、本当に単純な作業ですよ、これは。まあ馬鹿でもできるという、技術的なことは何もない。バックホウオペレーターがいて、あとジョリンでならして終わりだからね。構造的に設計組んでこれがどうの、そんなの何にもない。まあやっているんでしょ、でもそういうふうだね。しかし、実際は単純作業であって、まあこんなところに杓子定規にこういう300万円です、500万円、下手すると1,000万円もかかる場所があると、ゴロゴロ。そんなことやってんなら一斉に用意ドンでやらせて、フレコンパックをみんな渡してね、そして行政がそれを、片づけは行政がやりましょと。どうか皆さん、おのおのご丁寧にやってくださいと。余った金は余った金でご自由に、まあ賠償金と思って使ってくださいと言ったら、みんな大喜びですよ、これ。

こういう議論はあまりしないでしょうけれども、私率直に言うておきますよ。村長、こういう意見はいっぱいあるんです。西郷村独自にこれができるんだかできないんだかわからないけれども、もし可能性があるならそういう方向も、これは編み出しても

いいんじゃないかと。一斉にやったらこれ、1年でも2年でも早く、恐らく1年間でできちゃうんだよ、ばんばんと。そんな業者に発注して、5年後のところどうするだというんだ、これ。5年後にやるところ。意味がないじゃないですか、皆さん率直にどうですか、これ。何だあんた、本音は言わないんだわな、これ。銭は欲しいくせに。でも、私はね、そういうことは非常に何だかおかしいと。まずその辺ちょっと村長、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

今の話はよく出ますね。おっしゃるとおりの話もよく聞きます。できるのかという問題と、5年もかかっているのかという話と、その間どうするんだっていう話。結局わからないということから発していると思います。なぜかと言えば、やっぱり1ミリシーベルトを目指すということに今なっていますね。よって、1ミリシーベルト由来でいきますと、0.19マイクロシーベルトプラス0.4マイクロシーベルト、0.23マイクロシーベルトということ、あるいは100ベクレル、そこを原点に考えていきますと、今言ったように、それを除却しなければならない。それが今度、除却するに当たっては、見えない、におわないということがあって、いかなる効果が出てくるのかはもちろんメーターで測るしかないという状況にあります。これは西郷村もそうですが、今の原発の影響があるところ、全部そう思ってください。特にこの高い伊達とか川俣とか、もちろん区域で戻れる20ミリシーベルト以下の部分、まさしく今の部分が最大の論点です。

いよいよということで、この前、佐藤雄平知事さんは、石原環境大臣と根本大臣がおいでになったときに、この基準なるもの、あるいはこの低線量被ばく健康被害、そういうものははっきりするときにもう来た。2年間はわからない、わからないで来たので、我慢をずっとしてきましたが、今やそういうようなご意見に対応できないということになっているわけです。よって、この部分については、早く目指すべき数字、基準、あるいは支援法にちゃんと書いて、そして法定化してこの一つの安堵を与えていただければ、今言われた議論で一番言われていることは、やっぱり無制限、無定量の無期限という今お話のとおりです。果たしてということで、本当にいっぱい議論が、疑問が渦巻くという状況にありますので、まずここからスタートしなければならんということ改めて申し上げたと。

事前に私も何回も知事と話ししたり、今の部分大事だと。その部分がこれまでいくら言ってもわからない、あるいは学者の議論が幅広過ぎて、さっきよく言われたように、基準ですね、どこに落ちつかせるかということが収束できないということで一番問題があるというふうに思っていますので、この部分を一番基軸といいますかね、一番の論点にしていきたい。それがあって、今の次の積み上げ、あるいは手順、そういったものもだんだん明らかになるということをおっしゃるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 本当に村長もそういうことは十分問題意識としてはあるという

ことですね。私もね、前のマッキンゼーの日本社長、大前研一氏などもね、いろいろ、こんなやり方はもう無駄なことだと。もっと本質的なそういう除染をやったらどうだと。要するにあまり無駄金が多過ぎるということなんです。私も見てそう思います。それで、片や4万円の賠償金はもうけちりにけちって、10兆円も20兆円も除染費用にかける。これは長い目で見たらそりゃたしかにきれいにしなきゃならないと。これは人類が未来永劫何年続くかわかりませんが、その長いスパンで見れば、そういうコストは安いものだという計算も成り立つかもわからない。しかし、我々はせいぜいあと何十年、これゼロ歳だって100年も生きりゃ、今この地球上にいる皆さんはみんななくなっちゃう。

そういう面で私は現世に生きてね、死んだら幸福になれるなんていうことはどうでもいいんです。今がやはり、今の金が大事。この損害を被った費用はきっちりと賠償してもらいますという立場なんです。その金の使い道があまりにも偏っていると。そしてなおかつそれが、全くやること自体が完結するんだらいいけれども、先が見えない、全くこれは解決つけない。これ原子力は全然完結できませんね。最終的な核のごみはもう全然これは解決していないんです。いまだにどこへどうやっていいかわからない。今、便宜的に青森県の六ヶ所村で最終処分場ということで受け入れ体制になっている。それだって、青森県知事は、場合によっちゃこれは白紙に戻すと言っています。フランスに今持って行ってどうのこうのやっている。やっとならフィンランドだかスウェーデンが地下1,000メートルの硬い岩盤のところまで最終処分をするんだと。それとて確たる完全な放射能災害からシャットアウトできるかって、それも定かでないということです。

ですから、この原発、原子力そのものがもう全然人間が制御できない、今の技術では、そういう状況でしょう。それに対して、当面我々は最大のそういう不透明ないい加減なことで犠牲になっちゃったわけでしょう、福島県が。そのことに対して賠償はどうするんだということを声を大にしなきゃならないんです。この前も議会主導でやりましたが、それでも足りない。片や私は、私自身、言っていることも矛盾しているかもわからないけれども、西郷村だけで118億円も除染費用をやれというんです。4万円はぎりぎりだ、もうおしまいだと。ところが、土をそこらで袋へ詰めただけ、投げただけで118億円ですよ、単純に言って。こんな無駄な、無駄っていうか、怒られるかもしれないけれども、私は本当にこれ、どうにかならぬのかと。少なくとも118億円あったら、除染は半分にしてあと半分賠償に回せと。それに、じゃいい方法は何だというと、各人でやらせればいいんだ。1戸何平米あるんだ、じゃお宅はこれだけだよ、御丁寧にやってください、やれない人は業者あつせんします、頼みません。そうしたら、一遍に時間的に片づくんじゃないの。何でそういうことができないんだと。

飯舘村なんかも前にテレビで言っていたけれども、もう仮置き場が満杯、どうしても。あの広大な飯舘村、その1%やっただけ、2%か、114万トンだかやったら、もう置き場がない。100町歩でも何百町歩でもいいんだ。どだいあんな山ばかしの

村、やろうとする自体が無理なんですよ。今、菅野村長はそれ、住民から非難受けているんだからね。何で村長、そんなことにこだわっているんだと。俺らはもう田畑、一切財産を買い上げてもらって、新しい新天地に行つてやるからいいと。みんなそうですよ。まともにそんな、木の葉さらって袋に、2万円のフレコンパックに詰めて。何千あるんだ、飯館村は何だ、3,000億円あればみんな解決するんだと言ったな。3,000億円も何でもみんなそれに使っちゃう。そういう馬鹿げた、お前、怒られるかもしれないけれども、本当に真面目にやっている人から。私は何だか金の使い道としてはどうだんだらうとね。

これはやはり当事者である行政も住民も、やっぱり本音のところからこれから議論していったほうがいいんじゃないかと。ただ政府に金出せ出せだけじゃなくて。政府の指針として市町村にどうやるか、これは任せるから、とにかく住民の怒りを静めてくれ。その怒りの静まるどころは何かというと賠償金でしょう。降られた粉はもう剥けないんだから。交通事故であろうが何であろうが、みんな賠償でしょう、これ。最後に落ちつくところは。私はそういうことで、その金を賠償とあわせた除染をしたらどうか、そして各戸一斉にやらせると。これ村長、専門外だから担当課長さん、その辺、本音でいいから言えないか。

私ね、本当にこれね、除染除染と言う人には怒られるかもしれないけれどもね、しかし実際にやっている姿を見ると、本当そこらのごみ集めて詰めて幾らだから。こんなのに118億円ですよ。これ国会議員に聞いてどうするかな、こういうの。本当に私はね、何て言ってもいいかわからないね。そして、まあこれね、何回も申しますようだけれども、家が壊れた、あるいは半壊だ、一部損壊だと、そういうことには厳しい目でね、それから気仙沼だ、石巻の水産加工会社がもう基盤なくして、融資を受けるにもいろいろなそういう縛りでなかなか動き出さない、そんなところね、再生にぼんぼん金やって、何兆円使うんだ、それ使えばいいでしょうというんだよ、これ。まず本当に何やっているんだかわからないけれども、それが現状です。

我々は、現実にこの118億円という除染費用があまりにも本当に役に立つのかというそういう素朴な議論から私は言うんです。村長に申し上げたいのは、そういうことも住民からあるんだと。除染そのものは否定しないけれども、もっと効率、要は早くやるにはどうするかということです。5年も10年も待たされたら、除染そのものは意味がないでしょうということを私は言いたい。あまり私は金が儲かるからとかこういう話をしたから、誤解を受けるんでないと。本当は除染そのものが5年、10年先になる、それを私は言いたい。そんなところに待たせてまたやって、10年間これ被ばくしちゃうでしょう。それをどうしてくれんだ、その解決策は私は全部個人にやらせて金を渡しなさいと、それを言いたい。そういうことを政策、村長ね、町村会長か、飾りじゃないんだから、そういうところががんがんやってほしいんですよ。もう一度聞きます、そういう意味で。やる気があるんだか、ないか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、ごもつものところ、いっぱいありますね。本当にお金の

額と比較して、今みたいな話は本当によく出ています。もちろん早くやるために、村民挙げてという声もあったり、あるいはみずからやってこのお金の分配の仕方、いろいろ出ています。承知しております。問題は、やっぱりポイントはどこまでやるかという基準探し、今それがぐらぐらして、そしてこの議論が本当に右から左まで180度の拡大しっ放しで収束していない。よって、やっぱり安全側に寄るしかないといった場合は、やっぱりできることをやるしかない、今そういう状況です。

しかし、言われましたとおり、本当にこういったことがどの程度の効果をもたらして、この巨額な費用を費やしたときに大丈夫なのかという議論を出されると、やっぱり言っていることは非常に重みがあります。果たして、今までゼロを目指す、1ミリシーベルトですから、1ミリシーベルトを目指すとなれば、やっぱり20ミリシーベルトから5ミリシーベルトとか1ミリシーベルトに急に下がってきましたね。あの推移を見ると、やっぱり本当は危ないのではないかという逆な疑問、政府はもっと危ないことを隠していると。いや、逆にこれはICRPとかいろいろな基準にのっとって政府が出したことなので、非常事態と平常時のやっぱり推移の中にちゃんとあるといった解説、あるいは医学者がいっぱいいろいろなことを言っていますね、解説も。本当にいっぱい皆さん読まれておりますので、よく話を聞きます。この前、熊倉小学校での講演会でも聞きましたが、やっぱり今の設定の仕方を見ると相当幅があったり、本当はどこに落ちつくべきなのかということもまだ模索しているという状態です。

ただ、そんなことは言っていただけませんので、平成25年度冒頭、当初において、この前、文部科学、環境、いろいろなところに町村会で行ったときも、今年は3月11日、12日ぐらいまでには基準を出してもらいたいと。もう2年間は我慢に我慢を重ねてきたと。そのことがなければ、本当に20ミリシーベルト以下については帰還できますね、帰還しなさいというふうになっている。要するに補償の打ち切りと、いろいろなことが絡んできます。1ミリシーベルトを目指すと言いながら、20ミリシーベルトで帰れということはどういうことなんだと。今の最大の疑問です。この部分をはっきりしなければ、やっぱり今言われたこのやり方の問題、効果の問題と密接に関係しますので、それを今度は決まらないとするならば、除染を急ぐ、今言われたとおりです。急ぐとするならば、本当に住民の全体的な協力を得て、人力作業などとするということをやっぱり目指さなければならぬ。同時に、もっと効率的なやり方がないのかといった方法ですね、これもやっぱり大いに研究して、効果あらしめるものを早く出してもらいたい。そういったことを目指さなければならぬというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、目指さなければならぬなんていう、いつもそういうので終わっちゃうんだなあ。まあこれは本人のね、あまりないものねだりはしないですけども、あれだね、この除染、あるいは放射能災害というのは、福島県民は、何度も私はこの場で言っているけれども、もっと怒れというんだよね。ただ上からの指図で誘導されてやっているわけだわな、何でも。唯々諾々と。だから、あまり文句言わ

ないのも利口なんて言えない、これ馬鹿だな、はっきり言ってこんなことは。だから、そういうでは全く最終的には我々は本当に犠牲者のままで終わっちゃうと。だから、これは、政府は、あるいは東京電力は、一連の構図を私なりに見ていると、要するにもう帰還区域を広げて、そしてハードルを低く下げて、何ミリシーベルトでまた安心なんだよと、みんな帰ってくれと。そうすれば賠償しなくたっていいわけだから、どんだんする。それが各市町村長は、ああ、帰還だ帰還だどうのこうのって、そんな馬鹿な話になるの。みんな住民に自己犠牲をやっていると同じでしょう。だから、市町村長の選挙になればまた出るわけだよ。何かいいことあるから出るんじゃないか。普通はそんな面倒くさいからもう、いや、もう今度は出ないとかなるんだけど、みんな出る出るというんだな、あれ。そこに何かいいことがあるのかなと。そういうね、私は性悪説に立つ人間だから、そういうの悪いほうにとってしまうんだわな。でも、やはりね、その辺がどうも各市町村長の行動もおかしい。井戸川町長みたく、突っ張るだら突っ張れというの。住めないところは住めないんだから、やはりそれを強く求めなきゃならないんですよ。

だから、政府が、言うなれば大熊、浪江、双葉町、あそこの3町はもう本当にひどいところだからと。片や地元の首長、住民はもう復興してくれ、早く帰りたい。そのはざま、本当は政府はあそこはもう捨て石になってもらうというか、もうしようがないから、ここはもう政府の管理区域になってもうお引き取り願って賠償します、それが本当は本音なんだよね。ところが、地元がそういう復興したい、除染をして帰りたいと言うから、そのはざまでもうどうにでもいいような答えでふらついているわけだ。これがね、私は一つの政治家としては、やはりいくら避難をしてもだめなことはだめなんだから、もうここはだめ。そのかわりそれなりに補償はさせていただきます、新しい町を。そのほうが何ぼか建設的な未来を開ける展望だ。ところが、そういう議論で、いつまでたっても除染。変なところに金をどんどん費やしちゃうでしょう。その金あったら、1億円でも2億円でもみんな買い上げて、賠償して早くやれと。それで、あそこに中間貯蔵施設つくったらいいでしょ。あそこしかないんだから。それがこんなね、各市町村で仮置き場つくるだ何だでやらなくたっていいんだ。真っすぐトラックでピストン輸送で運べばいいわけだ。何でそういう合理的な考えが浮かばないのかなと。あつたとしても、勇気がなくて言えないんだと、そんな程度でしょう。私はもう少し建設的なのというか、やっぱりその実情に即したそういう政治がやれないのかといつも歯がゆい思いでいます。

これ、西郷村長が全部それがここで言ったら解決できるわけではありませんが、しかし少なくとも我が村が今ここで抱えている問題ね、今、私が指摘したそういう問題について、やはり独自のね、村長の言うことのよりどころは我々住民、皆さんのそういう考えがありますよと。そこに共有できるものはやっぱりどんだん言って、少しでも効率のいい、そういうものをしていただきたい、こういうことであります。これはこの辺でやめますが、通告しておりました問題に入ります。

先ごろ、産業建設常任委員会に付託、今年の9月に陳情案件がありました。道路を

住民の皆さんの署名で改良してくれということであります。それで、我々は慎重審議して、そしてこれはやはり住民の意思で、言うなれば地方自治、我々はやはり住民の福祉の向上、そういうものが目的ですから、当然、その目的にかなう、じゃ実際にどういうふうにやればいいんだと、そういうことで審議した結果、これは採択としたと。また、本会議においても採択したと。そのことについて、私は本当に何か、何だろうなということがございました。

というのは、要するにこのことについて、担当課なんでしょうね、建設課ですか。それが私からすれば余計な気回しして、これは以前に問題があったところで、照会した結果、一方の当事者の農事組合が、これはそんなのやんたっていいんだということでありましたのでというお知らせなんですよ。何でわざわざそんなね、今までそういう、この議会の常任委員会の陳情、請願採択のことで、村がですよ、いや、こういうので片方の当事者に照会して、これはだめと言われましたと一々そんなこと我々に通知したということはないですね。何だこれとは私は思うに、何でこんな、要は小ざかしい一役人がですよ、我々常任委員会というれっきとした議会の委員会で真面目に審議したことが、一遍のこういうことですから通知して、我々を、議員そのものを冒瀆する、あるいは議会を冒瀆する何物でもないですよ。それを、そういうことをですよ、村長は村長名でそれを出させたのか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村長名で出したのかということですね。もちろん私の名前で照会をいたしました。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の命で出したということでありますね。そうすると、これは一担当職員の、先ほどの私が言った小ざかしいふるまいとか、独断でいようにやったということじゃなくて、むしろ村長がそういうことをもともと知っていてそういうことをやったと。これは非常に我々にとってはね、これは村長のいわば常任委員会、あるいは議会に対する馬鹿にした話、あるいは非常にゆゆしき問題ですね。一体村長の政治姿勢というのは何を考えて、この民主主義、議会制度、そういうものをどういうふうに考えているんだと、こう疑わざるを得ないですね。あなたは基本的なことがわかっているのかと。住民の意思というものは、我々それを代表しているわけだから。それできちっとそこで審議して、その87名という住民の意思を我々はそこで審議して、理解して、これはやるべしと。やるやらないはそれは問いません。しかし、それ以前にね、こういう問題は農事組合が反対しているからできないですよ。じゃ佐藤村長は一農事組合を、私も定かだかわからないですけども、その意見を優先するのか、陳情者あるいはこの議会の全会一致で可決したことと、どっちに重きを置いているのかと。これは政治の根幹の部分ですから、どうなんですか、これ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どっちが大事、両方大事だと思っています。普通、こういうことあまりないですよ。大体、陳情が出てきて、そしてということになりますと、まあ

すんなりと、議会も応援するから早くやりなさいというふうになると思います。ただ、ここの地区は、ご存じのとおり、やっぱり圃場整備をやったり、もともと西郷村は農村地帯ですから、農地を持って農業にいそしむ、そういうことで区画整理をやったり、そういうことをやってこの地域をつくってきたということがあります。もちろん道路自体で圃場整備をやりますと、共同減歩あります。皆様がこの土地を出して新たな道路をつくるといったところもあります。結局、普通は陳情が出てくるとなれば、これはすんなりいくところですよ。ただ、問題はやっぱり農業を営んでいる方々と、それからこの陳情を出されている方、全部一緒にならなかったということです。普通は双方向性の問題とかいろいろあるんですけども、やっぱり営農上のいろいろな問題があるので、ちょっと考えてくださいということです。私は議会の議決はもちろん多とします、もちろんそれがなければ予算も通りませんから。当然そしてあとは地域の合意というか、一緒にこれはいいことだと、みんなででき上がったときに拍手をしていただく、そういう方向に行きたいというふうに思っております。前からそういうことがありましたので、ちょうどこの議会に出てきたので、ちょっと確認したいということでした。

結局この問題は、やっぱり地元の話し合いを待ってということが今の状態です。やらないわけではないです。まとめて早くやっていただきたい。そういうふうに今でも思っています。やっぱりだんだん農業、農村地帯というところから、都市化といいますか、住宅が入ってきまして混住社会ですね、混住社会における営農上の問題と、あるいは新しいそれ以外の方々との調整というのほどこでも出てきますが、場所として出てくる可能性はほかにもありますけれども、たまたまここはそういうことであった。普通は陳情が出てきた場合は、大したそういう話は聞きませんが、ここは前からそういうふうなことがありましたので、それを確認したということで、再度、今度調整して、うまくまとめて、早く要望が通ればいいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今の村長の答弁は、全くそんなの答えになっていないですよ、それ。だから、これはね、今日、昨日。それはわかっています。じゃ、その話し合い、調整してと今言ったけれども、以前にもこれがあったんですよ。じゃその時点で、今言った村長が調整したら、そういう努力しましたか。していないでしょ。私が今そういうことを指摘したから、便宜上この場を取り繕って言っているとしか思えないですよ。何年になるんですか、これ。私の行政区でも何でもないんだけど、しかしこれは産業建設常任委員会、私は委員長をしていますよ。それでね、各委員の皆さん、あるいは議会の全体会議の中でもきちっと審議した結果ですよ。そんないい加減なことをやっているわけじゃないんです。

それで、農業者のどうのこうの言いますが、これはもともと減歩で抛出した農家の人の道路だと。これは生活道路になっているんですね、今ね。私もわかりますが。新しい道路を田んぼの中ぶち抜いて新設するとか、そういうことじゃないんだわな。何

らここ、道路を、現道を幅員拡張してやるわけじゃない、その現道を要するに砂利道から舗装にするだけでしょう。何がこれおかしいんだと。この農事組合の言っていることが私は非常にへ理屈としか思えないんですね。舗装すると、よその人が入ってきてごみを散らかすとか、まあいろいろなそういう負のマイナス面、挙げたら切りがないんですよ、これは。しかし、要は村道なんだから、そんな後ろ向いたへ理屈を聞いているほうがおかしいということ、私は。ねえ村長。その論理でいったらだよ、村長のその論理でいったら、じゃさまざまいろいろな村の道路改良舗装工事、あるいはいろいろな開発、今、下新田なんかもやっている、駅前。じゃ、1人でも、いや、こんなの必要ないんだ、こんな歩道ね、こんなカラー歩道要らない、何語ってんだ、俺は絶対反対だ、村長、反対だと言う。じゃ、この論理でいけば、いや、ある人が反対して、何とかの組合みたいなのをつくって申し出があったから、いや、これできないんですよと。みんななっちゃうでしょう、これ。今あなたがおっしゃったその論理でいけばだよ。

だから、そういうことでは、これはもうできるものもできないし、誰が考えたって、これは実際この上新田地区の87名の署名捺印があるんですよ。中にはそれはいろいろいるでしょう、それは変わった考えの人が。いや、俺らがこれ抛出した道路なんだから困ると。私、いろいろな調査をすると、どうも政治的に、あまりあれがやるから反対なんだとか、そういうことも聞きます。政治的ないろいろな意見もあるでしょう。しかし、行政はそんなことに目をかまけてはだめです。やっぱり事の本質を、要は我々が存立している行政、議会もそうだし、住民の福祉の向上でしょう、それを目的としているわけだ。そういう大義の前に、そんな馬鹿みたいな議論にですよ、その西郷村長という、まあ外から見たら大した偉い人がですよ、そんなへ理屈に与して、それをまた指導してなんてとんでもない話だね、これ。村長の資格ないよ、それでは。そんな考えでは。

だから、そういうことを、まあ佐藤村長がそういうものをあくまでもそういう考えだったらいい。じゃ、いろいろなこれ今さまざまな問題において、やはりあなたは何か常識からかけ離れた、へ理屈の連中のそういう代表なのかなと言わざるを得ない。おかしいでしょう、大体。やはり物事はいいほうに推進していくならともかく、そんなね、砂利道を舗装にするとよそ者が入ってきてとか、誰がこれ言い出したからだめだとか、そんなけちな論理に振り回されてはどうしようもないでしょう、これ。地域の住民の皆さんがこれだけきっちとやってもらいたいんだと、素直に聞いてやったらいいでしょう。何でそんなところにこだわっているんですか。まあいろいろありますよ、村内にも。長坂地区もそうでしょう。今度長坂から、米村から行く本村の道路、あれも整備されるようですが、あれも長年そういう、いろいろなありましたね。片方が計画した、村長変わったら今度はいいいとか悪いとか。私らから見たら、変なくだらない論理でやってきたわけだ。そういうことに村長、あるいは我々がそんなくだらない理屈にもならないようなことに一々耳を傾けていたら、これはまっとうな行政はできないですよ。私はそう思います。

やはりそこに第一義に我々は考えなきゃならないことは、やはり住民の福祉向上のために我々は存立しているんだと。そういうものを踏まえて議論がなぜできないのかと。片や一農事組合といや、これも確たる。何かじゃこの議会の場において、あるいはその陳情、請願において、いろいろ何かきちっとした反対の理由も述べていない。それは誰かがすりゃよかった。そういうことに対して一々何でその担当部署がお伺いを立てなきゃならないかというんだって。じゃみんなそういうことやっているんですか。関係ないというか、まあ利害関係じゃない、いや、実はこういう今、村で計画しているんですけども、いかがでしょうねなんて。ああ、それだめだない。ああ、そうですかってみんなやっているのかい、これ。その論理でいったらみんなそうなるでしょう。村長ね、これからのこの行政運営において、そういうことをじゃずっと、そういう方針でもう全部やるんだら、それは一つの政治の姿勢だからいいでしょう。そういうふうにしてやっていくのかい。やっていくんだらやっていくと今おっしゃってくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ述べられまして、言うことはよくわかっております。私とはどうか、これまでもそうですが、やっぱり地域のことは地域ということが一つあります。やっぱりそれもでき上がった暁には、みんなでこれはよくできたというふうな方向でいきたいというためには、普通はあまり問題ないと思いますけれども、あるときにはやっぱりそういう調整をしたいというふうに思っています。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長から答弁いただいたんですが、何かね、かみ合わないんですよね。私が言いたいことは、住民のやっぱり素朴な、今問題になっている行政に対してこうしてほしいという要望でしょう、それが1人や2人じゃないんですよ。それで、過去の経緯をたどれば、過去にもあったと、そして長年、その事情も私も分かっております。いろいろそういうことで問題、私は問題としては捉えないですけどもね、そういう変なへ理屈は。しかしながら、行政のほうは殊さらそれを取り上げて、一つの行政執行のやらないという理由づけにしていると。これは非常に行政運営として私はゆゆしき問題であると。その事の本質はどうかという議論からそういうことがなされるんならまだしも、まあ私から言わせれば、一つの理屈として通らないようなことを平気で言って、それがまた行政がそれにいわば加担しているような行政運営ですよ。これはとんでもないことであって、もう少しまともなことができないのか

ということで私はこれを問題に上げているんですよ。

それで、村長がどうのこうのと言ったけれども、これは担当課長に聞くけれども、この産業建設常任委員会でこの問題を審議して、採択したと。このことに対して、担当課がですよ、村長はその場でいないんだから、何でそんな、いわば気を利かしてというか、余計なことでそんな一々農事組合に聞く必要があったのかと。そういう何でもかんでもそういうことで、いわば何か一つの反対者がいたら、そこに一々伺ってやっているのかと。全てそういうことをやってきたのかと。また、これからあらゆるそういうことが、これは何でも起きるんだけれども、わざわざ反対者を探してやっていくのか。どういう経緯でそれを聞いてきたんだか、それ。村長じゃなくて担当課長答えて。答えてくれ。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

通常、舗装の場合は、区長から上げられたときにはやる方向でやっていますし、新規事業の場合は、地元説明会を経て、こういうことやりますよということで事業を進めていることであります。今回の件に関しまして、普通は舗装については一々、議員おっしゃるように、反対派とか、一々戸別訪問して事業どうですかということは聞いておりません。ただ、今回につきましては、平成20年5月9日に区長から申請がありました。その直後に、7月10日なんですけれども、上新田農事組合長から、区長が提出した舗装のことについて、今後事業実施するには必ず農事組合に相談されるようにという文書が来ましたので、そこがネックになっておりまして、私も頭が痛いところでありました。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） じゃ、そういう経緯、今おっしゃったね。そうすると、じゃ要は、農事組合でも何でも、何で聞いたんだと、何で今回だけそんなね、農事組合が我々と話し合っ決めてくれと。全部そうなのかなというの。何で農事組合に聞かないきゃならないの、そんな。そういう西郷村の条例ありますか。何か私はね、今までこの問題について、地元の議員さんが、何とか建設促進のために一般質問なりいろいろな動いているのは聞いておりますが、私も一つの議会としてそういう変なへ理屈はだめだよと。我々の要するにこの議論の中で、そんな農事組合に一々伺っているから、それを前提にした。何、その農事組合ってそんな権限あるのかよと。農事組合の所有した土地をそこに買収かけるとか、その土地を賃借して、そこを村で賃借しているからそこで許可を得ないきゃならないんだという理屈なら私わかるけれども、全然関係ないですよ。なぜそこまで気使わなきゃならないの、これ。何なんだよ、これ。これ一般村民に説明つかないよ、こういうことは。

村長もそういうことで、本来ならそういうことは、村長は大局的な立場で、政治的なね、やはりそういう陳情者の陳情、あるいは実際生活に不便していると、そういうことをやっぱり斟酌して、これは政治的な大局に立って、早くちゃんとやれということをも命令するのが村長の筋だろうけれども、しかしその輪をかけてまた村長がそうい

うことをやっている。もう話にならないですね。これは。建設行政そのものが、まあそれなりに私も一生懸命やっているところも認めるけれども、しかしこの問題について、非常に何か我々に説明、納得させるようなそういう理屈が通らないですね。何なんだということですよ。そんなにその農事組合が権限、どこにあるんだかわからないけれども、それがノーと言え、一切この物事が進まないのかと。おかしいでしょう、大体。村道なんだから。農事組合の私道なら私もわかります。しかし、村道なんだから、何もそんな遠慮して一々伺い立てる必要あるんですか。

もう一度聞く。今後、こういったいろいろな農事組合、よそにもある、またいろいろなそういう利害関係者というか、利害関係者でもないか。関係のない人が一言口を挟んだら、その人の意見に耳を傾けて、できない理由とするのか、そういう例は過去にもありますね。これは西郷じゃないですけども。昔、東京都知事的美濃部都知事がね、1人の都民が反対すれば、私はやらないんだと、そういう馬鹿な論理を振りかざした知事がいたけれどもね。全くそれと同じような、私はこれはへ理屈ね。だから、そういう論理でいったら、全くこれはもう、住民の皆さんは本当にどこに当たっていいか、これは解決策ないでしょう。希望を失いますよ。その点、再度、これをやはりこういう問題はひとつ考え直して、やっぱり住民の要望、そういうものをきちっとやっぱり重く受け止めて事業を推し進めるのか、それとも、いや、そうじゃないんだと、へ理屈を私は優先しますというのか、その辺、二者択一、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ話ありました。要は、この一つの集落があって、代表者がある、その中にいろいろな人が住んでいます。向こう三軒両隣、いろいろお世話になったり、将来の地域づくりを常々考えて、そして運命共同体という部分があって、そしてこれまでも来た。さらに新たな住宅が建ったり新たな住民が入ってくる。そういった人の融和というのも出てくると思います。時としてこの場合のように、昔農業地帯であったところに、そして新しい住民が混在するといったときには、時としてこういった問題が出てくる可能性はいっぱいあります。しかし、それをうまく融和をしてといいますか、手を携えて、一つの方向として、いろいろな事業が出てきますので、そういったことについては全部やっていきたい、そう思っております。

今言われたとおり、ではこの農事組合というものが資格があるのかということですが、どなたも資格はあるというふうに私は思っています。注意深く、総論とすれば、このいいことをやる、誰だってこれは判断します。しかしながら、やっぱり地域においては、地域のいろいろな問題が見えない部分がありますので、その分についてはよく注意してやるといったときに、時としてこういうのが出てくるのかもしれない。言ってみれば、この両者対立しているということは、引き続いて目指すべき悲願、時間がかかる場合もありますが、やっぱり地域は地域として第一にはやっぱりよく話し合いをして、そして合意を形成するというところに力点を置くべきじゃないかというふうに思っています。あまりそういった問題はないほうが望ましいわけですが、時としてあった場合は、やっぱり注意深くやるしかないのかなというふうに思っていますと

ころでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の答弁はいつもそういうね、話し合うことはいいんだけど、結論をいつやるかとか、前向きというのはいいいんだけど、具体的にじゃ今までこの問題に対して、今日、昨日じゃないです、これね。先ほども平成20年からどうのこうのとね。もう既に何年もたっているわけですよ、この問題は。一向に解決した、そういう努力した足跡が見えない。今、村長が言われた、いろいろそういう意見を聞いて解決していくんだと。しかし、それすらも具体的に、じゃ何年の何月、当事者双方が同じテーブルについて、村が中に入って話し合ったという形跡がありますか。ただ言いだしっぺ、聞くだけ、後はもうすぐ全然何もなかったと。

ですから、全てそういうことで、これ以外にもいろいろな面についてそうでしょう、西郷村政というのは。ただこの議会の場でやりとりして、後は何らそういう、まあ一つのやるとなったら責任感を持ってね、要するにそういう、だから必ずしも100%、それは私も求めませんけれども、しかしながらその努力すら、そういう形跡も見受けられない。全てそういうことで、その場しのぎでやってきていると。じゃ一体この陳情者87名ね、それに隠れたいろいろなそういう思いの人というのは、じゃどこに行き場を持っていったらいいんだと。この西郷の最高意思決定機関である議会で話し合われてもですよ、何らそういう結論が出ないといったら、これどうしようもないでしょう、これ。どこに結論出るんですか。

私はそのいちいち87名の方、全然利害関係ございませぬ。それから、農事組合もございませぬ。しかし、これは一つの常識として、また先ほど何度も言いますが、掘って立つ存立基盤は我々は住民の福祉向上、増進のためにあるんだと。そういう基本的な立場から、当然にこういう問題は解決してあげなきゃならないと。誰が困るわけじゃないでしょう、これ。そんなにじゃあ農事組合が反対するんなら、何が困るのか。そこに舗装して何が困るんだらうと。私は本当に何ぼ頭、いろいろと考えてもそういうことはわからないですね。普通反対という、これこうで我々はこういう不利益を得るんだと、そういうことを指し示さなきゃないわけ。ただ部外者が入ってきてごみを落とすぐらいからとかね、そういうのはへ理屈だわな。そして、当然に自分たちもその道路を利用するわけでしょう。なぜ良くなることに対してそういうかたくなな、それも確たる根拠らしいものもない。しかし、それにこの西郷村の行政は乗っかって、それをよりどころとして邪魔しているわけでしょう、これ。どういう構図なんですか、これ、村長。恐らくその人たちは、佐藤村長にも1票を投じた人は数多くいるでしょう。しかし、結果的に妨害されているんだな、村長に。いいことをやるということに向かうんだら、私は大いに賛成するけれども、そういう何かわけのわからないへ理屈に与して、それをやらないことのよりどころにするのは、とんでもない話だな、これ。

まあ本当に、これ何ぼ言ってもきりないんだけど、非常に村長のこの村の村政執行に対して本当に私はもう期待もできないし、情けないですね、こういうことをとるといふことは。だから、一事が万事こういうことでは、本当に村のやっぱり今日よ

りも明日、明日よりもあさって、来年よりも3年後だと、そういう希望ある発展、そういうことがもう持てないでしょう、これでは。こんな後ろ向きのへ理屈に、それに拘泥して進まないというんだから、これ。もう一度あれ、建設課長に聞くけれども、これは村長がやるなと言ったからあなたらはやらない、これ長の命だから理解できるけれども、そういうことをと聞いてやっているのか。村長がやるなと言ったのか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

村長はやるなとは言っておりません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） まあ立場上、それはそう言うほかないわな。しかし、それはね、村長がそういう後ろ向きの議論をしていけば、それはやるなというのと同じだから、しかしね、村長もやらないとは確かに言わない。しかし、いろいろな意見を聞いてどうのこうのと言うなら、それならそれで、まあ私も耳を傾けるけれども、じゃ具体的にね、この3か月以内に、あるいは6か月以内に、双方の言い分を聞いて、そこに円満に、じゃ反対している人が納得いくように行政がリードして、これこれこうですからぜひ、じゃまあその前提として、その農事組合の意見を聞くと、それもじゃそれはそれでいいでしょう。しかしながら、ただそういうことだけで、一歩もそういう具体的な陳情者の皆さんのそういうことをやろうとしないから私は問題なんだと。何でできないのかなと。それは、じゃ村長に期待するのが無理なのか。これはまた戻っちゃうんだけれども。その辺もう一度、はっきりした具体的なこの問題についてどういうふうに手順としてやっていくのか。ただ話し合っただけでやります、そんなことでは私は全然納得しないですから。どうですか、もう一度聞きます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大体意見というか、申し上げました。そのとおりです、やり方は。ただ、やっぱりいろいろなことを前に進めるということからすれば、やっぱり地元の区長様にずっとお願いしたりいろいろやってもらっていますが、よく話を聞いて、この合意といいますかね、うまくできるような方向でいく、そういった糸口を見つければいいというふうに思っています。やっぱりなぜそうなのかということはいろいろあると思いますので、その辺をよく聞いていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま、地元の区長に聞くと言われたね。そうすると、先ほど課長がね、地元の区長からこの事業を進めてくれと。いや、今度は農事組合のほうでは、いや、だめだと。今、村長は区長に相談していろいろ聞くと。矛盾するんじゃないですか。あるときは区長を立て、あるときは、いや、農事組合を立て、こういう変な、だめですよ、それでは。我々は、区長がどうの、全権を、そういうことに対して一切区長の知見、あるいはいろいろな行政上、あるいは法律的、それから地元のそういう関係、いろいろなことを知悉しているとは到底私は期待しておりません。区長だからといって、その区長の意見が全面的に委ねて、その人の意見に左右される、こ

れも問題であります。あくまでも、やはり区長というのは一つのその区のいわば代表者であって、その人が全部知っているとか、そういうことではないです。我々は、やはり村の議員たるものは最高意思決定機関で、そしてそういういろいろなさまざまな皆さんから委ねられたいろいろなそれをやはり審議して、これはやはりその住民に利するためと、そういう大義があってやっているわけですから。その一個人のもっと深い見地から立った、要するにこれは公益になるかどうかと。そうすると、一農事組合というのは自分のことだけの理論なんですよ、いわば。我々は、西郷村全体の住民の、あるいは上新田地区の大勢の皆さんのそういう公益のための論じるわけです。村長は、一農事組合、その個人。わからないですよ、それは。それだけのことでやっているわけですよ。これが我々と大きな差があるということです。これは、賢い人ならば、どっちにことわりの優劣があるかというのは、これはわかるはずですよ。そういうことで私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第9、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 介護保険事業について
2. 放射線リスクからの健康維持管理について
3. 行財政運営について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の第 1 点目、介護保険事業についてということでございますけれども、まず 1 点目、昨年 1 2 月第 4 回の定例会の中でも取り上げた話でございます。デイサービスの利用時間の延長ということでお話をさせていただきました。そのときの答弁といたしまして、現在の 5 時間 1 5 分から 6 時間に延長するというような答弁をいただいた記憶がございます。ちょっと詰めが甘かったものですから、その 6 時間にいつから時間をシフトするのか、そのことをまず最初に確認したいと思います。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 1 2 番上田議員の一般質問にお答えをいたします。

介護保険事業についてであります。まずデイサービスの利用時間の延長はいつからかについてお答えいたします。

平成 2 4 年第 4 回定例会におきまして議員よりおただしのありましたこの件について、社会福祉協議会と協議を了しましたので、4 月 1 日から 6 時間の利用延長につきまして実施したいと思っております。

○ 議長（鈴木宏始君） 1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。4 月 1 日から 6 時間に時間を延長することで社会福祉協議会と協議をされたということで理解をします。

そういった中で、前回、私は職員体制のことも取り上げをした記憶がございます。その当時の答弁の中で、非常に厳しい環境の中で、今デイサービスセンターが動いているというのを理解しております。平日とか土曜日とかの状況によって職員の数が違うというのは理解をします。一番多いときで十二、三名の方が介護に当たるというお話でございました。そういった中で、正職員が 2 人、残りが臨時職員で対応するという中で、さらに今回 4 5 分間の時間が延長されるわけですね。そういった中で、職員のその体系については社会福祉協議会とお話をされましたか、協議されましたか、伺います。

○ 議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○ 健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

職員の体制については、まだ協議はいたしておりません。

○ 議長（鈴木宏始君） 1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 職員の体制についてはまだ協議をしていないと。まだということで、考えがあるのかなというふうに理解をして、次の質問にちょっとまた移行したいと思えます。

このサービスの利用時間なんですけれども、私がかねがね申し上げているように、介護保険法の報酬の改定に伴って、5 時間から 7 時間というふうな形で時間が延長さ

れるようになっていきますよね。その中で村が選んだのが6時間ということなんです。私は、以前にも事例を示して、7時間いっぱいまでやるべきではないんですかというお話をしました。実際にはいろいろな調整とかあるんで、7時間いっぱいというのは難しいとは思いますが、利用者を考えて、7時間までの枠いっぱいまで本来はやるべきじゃないんですかというふうに考えているわけですよ。そういった中で、介護保険の報酬においても7時間までの報酬枠があるわけですよ。その中で、6時間で止めてしまう、それが本当に適正だというふうに村長はお考えになりますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしはこの前聞いた中身でございます。対応すべきじゃないかということでございますが、お願いするほうと、それから実施する部分は、言われたとおり、いろいろな問題、人事の問題とか出てきますので、福祉協議会の対応についていろいろリカバリーをしなければなどという部分もございます。7時間まで拡充すべきであるという考えはわかりますので、こういった方向につきましても対応について協議をしております、利用者及び家族アンケートで時間延長に対するニーズ調査等を実施し、その結果を踏まえ、平成25年、今年の前期末までにこの延長について、そういったおただしの部分も含めて協議をしていきたいというふうになっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。利用されている方、また家族の方にアンケートをとりながら、平成25年の前期末には方向を定めていきたいというお考えでございました。私はこの場で何度か事例を示してお話をさせてもらっています。今議会に入るに当たっても、このデイサービスセンターを利用されている方からまた意見を伺わせてもらいました。そういった中で、非常にこのデイサービスセンターを利用されている方ね、感謝をされていますよ。ある方は、あれだけ職員の方が頑張ってくれていたら、その職員の方が仕事を終えてうちに帰ったらどうなってしまうのかなって、そこまで心配されている利用者の方もいます。

ただ、そういった中で、やはりもう少し時間延長欲しいという、そういう声があるわけですよ。このことをずっと以前から話をしてきたわけですよ。前の旧態の4・6体制から話をしてきた。そして今回5・7体制になって、今6時間という村のほうは方向を示しましたけれども、そういった中で、アンケート調査をする、あの第5次の計画を立てる段階で村はアンケート調査をいろいろされていますよね。そういった中でも、やはりデイサービスセンターに対しての要望というのは多かったと思います。そういった中で、じゃ村としてはどういうお考えなんですか。そのことを伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたとおり、拡充することについてありがたい話をよく聞いております。やっぱりそういったことにどうお答えしていくかというふうになります

と、やり方の問題になります。それはいろいろ言われたとおり、人事の問題と絡んできますので、そういったことをやっぱり一番スムーズに対応できますような、協議を詰めていくということにしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 人事の問題とかいろいろ協議をしなければならないということで今答弁をいただいたので、次の質問に入っていきたいなというふうに思うんですけども、2つ目のデイサービスセンターの指定管理制度について伺いたいと思います。

12日の質問のときですか、債務負担行為の話、いろいろございました。指定管理の中でのね。私もそのことは疑問に思っていた。そのときの答弁を聞いても、私もやはり納得はできない。ただ、恐らく今日質問しても同じ答弁が出ると思いますので、その部分はちょっと割愛をして話を進めていきたいなと思うんですけども、デイサービスセンターの運営の指定管理制度について、今後もしやめるこの社会福祉協議会のほうに継続して行うのかということで質問を入れてはいますが、そのことについて伺います。今後も社会福祉協議会に継続して行うのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 継続して社会福祉協議会にこの指定管理としてお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。社会福祉協議会のほうに継続してほしいという村長のお答えがございました。

その理由については、じゃどういう理由で社会福祉協議会のほうにお願いをしていくという考えなのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指定管理の選定委員会等の意見を聞いたり、あるいは状況を見て、やっぱり信頼関係とか、あるいは実績、あるいは能力、いろいろ先ほどの熱心さをバックアップにして相当好評をいただいている、そういったことから、やはり引き続きお願いすることが適当であるというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 選定委員会のお考えを聞いたり、その他いろいろなサービスの向上とか、いろいろな理由を今言われたと思うんですけども、村の条例の中で、指定管理制度については条例が決まっていますよね。ちょっとダウンロードしたのをもらってきたんですけども、西郷村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例ということで、第2条に、村長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者となる団体を公募するものとする、こういうふうに定められているわけですよね。ただ、その中で、特例も認めているわけですよね。その特例条項を使っていわゆる社会福祉協議会に今指定をしているというふうに私は理解をするわけですよ。果たして本当にそれが正しい姿なんですか。この条例をもとにして考えていけば、正しい姿だと私は言えないと思うんですけども、村長はいかがお考えに

なりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員はそう申し上げますけれども、そういった選択をとることができるというふうに思っております。指定管理の公募の今のお話でしたですね。広くそういった対応できる場所を募って、いろいろな競争をさせるといったことも一つの大きなことであります。他方、同時に継続的にこの体制を敷くといった場合には、長期的に今の指定の期間が延びていく、これがいいに決まっている。この部分は実は相当行ったり来たりといたしますか、相反する部分でありますので、相当慎重にしなければならぬというふうに思いますが、いろいろこの社会福祉協議会の指定管理につきましては、そういった方向、長いといたしますかね、そういった方向が望ましいという意見が強いといたしますか、そういう方向もあるということで、私はそっこのほうを選択してきたわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。正直言いますと、村長は使い分けをしているとしか私は理解できない。いわゆる国が制定した指定管理の大きな目的というのは何なのかということですね。いわゆる経費の効率化ですね。そして、さらに住民サービスの向上につながるということで指定管理者制度が始まってきたわけですね。そういった中でも、村でもこういう条例をつくったりいろいろして、この指定管理者制度を導入してきたというふうに理解をするわけですが、それにじゃ本当に当てはまるのかというと、決して当てはまらないというふうに思うんですよ。そう思いませんか。

いわゆる今のこのデイサービスセンター運営を見ていると、2つの施設を見ていると、経営的には黒字ですよ。はっきりした金額をちょっと調べ切れなかったものですが、ただ1か所が600万円とか、もう1か所が700万円以上だったというふうに記憶しているんですけど、違うのであれば訂正していただきたいと思うんですけどね、そういったような黒字運営をしている。そういったものを、じゃこの国が定めた指定管理者制度に当てはめた場合に、経費の効率化ではないんじゃないですか。もっともっと行政をスリム化できるんじゃないんですか。そういうふうにか考えるべきじゃないんですか。ですから、先ほど言ったように、村は使い分けをしているというのはそこなんですよ。

もう一度、質問をちょっと変えます。このデイサービスセンターを指定管理者制度によって運営をしている、じゃこれが適正な形だと村長はお考えになりますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 適正だと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 適正だと、もう明確に今答弁をされましたけれども、どのような理由で適正だとお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指定管理者制度ができて、この公の施設の管理についての道が開かれましたですね。そのときの趣旨があって、趣旨に基づいて手続、あるいはそういったことでここまで来た経過があります。それにのっとってやってきているというふうに思っておりますし、またその効果についても、先ほど言われたとおり、喜びといいますか、御礼がしきりであるということで、さらに事業を拡大せよといった声もありますので、その公の施設の管理として間違いはないというふうに思っているところでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。村長ね、結局それは理由にならないんですよ。私が言っているのは、国が制定した指定管理者制度についての理由ですよ。一番はやはり、この法律を見ているとね、この親の法律を見ると、経費の効率化というのが書いてあるんです。一番先に上がっているということは、国はそこに重点を置きなさいよと私は考えますよ。普通村長は、上から来る部分をそこを優先していますよね。ところが、この部分に関しては逆になっていますよ。住民のサービスの利用の向上という部分を捉えているんです。ですから、ご自身では気づいていないのかもしれませんが、村長はこの指定管理者制度でデイサービスセンターを運営しているのは違うというふうに考えているんじゃないかなと私は今聞いていました。そう言っても、多分そうじゃないというふうにお答えになると思いますが、

では、先ほど申し上げましたように、じゃその職員の部分、この指定管理者制度に基づいていくとすれば、この西郷村の中で、第9条の中で、必要な指示をすることができるということで、時間を延長するに当たって、じゃなぜ現状を知りながら、そのことの指示を村長はされなかったんですか、伺います。その職員の増員をするようになぜ指示をしなかったのか、そのことを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今度は職員の話になりましたですね。やっぱりこの職員の身分保障、あるいはこの仕事の多寡、あるいは難しさ、いろいろあって職員配置が出てきます。もちろんこの指定管理の方向は、一つは言われたとおり効率化です。もう一つは、公の施設をつくった意味合いからすれば、それをつくった意味合いを100%効果をあらしめるということが必要です。2つの目標を持っています。そうしますと、やっぱり両方を満足させることをできる団体というのがあって、その団体の運営の中にこの一部分が今指定として入ってくるわけですね。その部分について、今言われた人員の増強、あるいは身分保障、いろいろなことについても当然配慮すべき必要があると思います。同時に、片方において、公の施設の管理については指定管理として経費の節減というふうなこともありましたので、それを考えながら、同時に満足できるようなところの接点を探さなければならないという難しさがあります。そのことでいつも協議としてなかなか難しくなってくるわけですが、言われたとおり、この両者を満足できるような方向で、それも引き受けてくれる、そしてこの施設を利用する方々の満足度が向上できるように、こういったことを最終的にといたしますか、アウトプットと

して得なければなりませんので、この分の苦労があるわけであります。こういった話は常々しているということでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。答弁を聞いていると、まず村長と見ている方向は一緒なのかなというふうに理解をするわけですよ。まず介護に従事されている方の身分の安定を図るということを答弁されていましたね。そして、さらにサービスを安定的に供給をしたいと。そして、利用されている方の満足度の向上を目指していきたい、向上を進めていくということで答弁をされています。

それで、若干休憩挟んだ中で担当課長が恐らく調べてきたかなと思いますので、ちょっと確認したいんですけども、デイサービスセンターの運営状況、先ほど私、黒字経営で金額をちょっと言ったんですけども、その数字が適正なのかどうなのか、わかればちょっとお示ください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

平成23年度の決算では、追原の「やすらぎの家」が449万3,812円、それから中島、山下の「ふれあいの家」、これが842万7,546円の黒字ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。赤黒で言えば、黒い経営だということで、黒い経営というのは変な言い方ですね、黒字経営だということで、金額は若干違いましたけれども、金額的な分からいけば十分な黒字経営がやれるということであれば、なぜ指定管理制度を行うのかということにまた戻っていくんですよ。先ほどから私、村の条例を示して、ちょっと違うんじゃないかというお話をしてきたんですけども、私は決して社会福祉協議会をどうこう言うつもりはないんです。ただ、この部分から見ていくと、こういう黒字の経営ができるということを見てしまうと、指定管理者制度という大きな法律から見るとね、やはり経費削減というのがまず見えてくるんで、そこでこういうシステムは合わないんじゃないかと思うんですよ。私は前から言っているように、この社会福祉協議会に関しては、この介護保険についてもそうですし、村の福祉の中心を担って先駆的に引っ張っていただきたいというふうな考えをしているわけですよ。そういった中でこの質問をしているわけですけども、村長にちょっと確認しますけれども、こういった経営内容であれば、直でやってもいいんじゃないです

か。そういうお考えはなりませんか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

まず、一つはおただしの部分、一考に値する言葉という部分もあります。ただ、基本的な考え方は、やっぱり日本の大きな流れ、ありますね。この少子高齢化の問題、あるいはこの活力の問題、それからこれまで来た道筋が果たしてということになります。そのときに、この行革がこれまでにいろいろな意味で叫ばれてきました。西郷村もその中にあります。これは国も地方も待ったなしということで今あるわけです。他方、国の借金、地方を合わせて1,000兆円を超えているとか。そういうことを考えましたときに、従来の考え方、この一般行政職としてのカバーできる範囲といったものがいろいろ取り沙汰されてきました。その一つの流れの中にあります。一つは、じかでやってもいいものということがいろいろ出てきますが、実際上は本当に今の計算の仕方ですね、よく精査しなければならないというふうに思います。もう一つは、なぜかといいますと、この担当する方の身分保障ですね、こういった問題との関係が一番だと思えます。

やっぱり今そういった福祉関係の職員の対応について、少し低質なところがあるので国は底入れをすべきだ、バックアップすべきだと、身分保障をもう少しちゃんとしなければならん、大きく言えば人材派遣ですね、こういったものから、やっぱり日本型の長く定年まで勤められるといった方式に転換できないかといったこともあります。いろいろなことを考えますと、やっぱり人事上の問題とこの身分保障の関係、それと将来にわたっての今のビー・バイ・シーですね、この問題とが絡んでくると思います。計算上出てくる年と、あるいはこのやり方によってはまたということもありますので、今の方向についてはよく検討していかなければならないと。黒字の状況とかですね、身分保障の関係とか、人事の問題とか、あるいは受ける母体全体との関係ですね、そういったことを見て、おただしの件についてはよく検討していきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。直営でやるのはよく検討していきたいというふうに答弁を受けております。いろいろな今、答弁の中でお話がございました。行革の流れとか国の責任、身分の保証、人事上の問題、いろいろなことを今言われましたよ。ただ、そういったさまざまな問題のしわ寄せがこういうお年寄りの方の福祉の部分に行っているんじゃないんですか、行ってしまわないじゃないんですか。確かに今利用されている方ね、先ほどご紹介しましたように、非常に満足されている。でも、その満足をいかにもっと向上させるか、いかに継続させるか、そのことが今、村が問われていることだと思えますよ。

私はさきに言ったように、直でやるべきじゃないかなというふうには考えます。しかしながら、そこには今、村長が言われたように、行革の流れ、人事上の問題、いろいろ今言われました。それを検討しながらも、でももう一歩進めて、この指定管理制度をこのデイサービスセンターでやるのはやめるべきじゃないかと思えますよ。今

村長も言われたように、介護従事者の環境というのは非常に厳しい状況がありますよ。そういった中で、デイサービスセンター1つの施設で職員が2人、ほかは残りは7人以上、8人ぐらいの方が臨時でやっている。身分が非常に不安定のまま働いている。そういった中で、安定した介護サービスを供給するにはあまりにも処遇がきつすぎると思いますよ。

じゃ、なぜそういう事実が起きるのか、ここにこの指定管理者制度の問題があるんじゃないですか。指定管理者制度というのは3年間で区切っていきます。受けた側は3年後はどうなるかわからない。今のこの体系を村がずっと維持すれば、3年後もまた社会福祉協議会で仕事をもらえるかもしれないというのがあるかもしれない。しかしながら、長がかわる、議会がかわる、そういった中で、3年後どうなるかわからない。そういう不安定感があるから、こういった職員体系をとるしかないんじゃないですか。ある種こういった、一方で経営的には黒字を出していても、それをなるべくたくわえをしながら、職員は身分が不安定なまま雇っていくしかない、こういう現状が今、生まれているんじゃないですか。そのしわ寄せがいわゆる高齢者の方に行ってしまうと私は考えているわけですよ。ですから、直でやれないのであれば、業務委託という随意契約に切りかえをすべきじゃないですか、伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃることはわかります。トータルにそういった結果になっているという側面もあるかもしれません。やっぱり今後の目指す方向というのがいろいろあります。一つは、公が設置したことを公設民営という形が今の形ですね。だんだんそれがどのようになるか、一つの考え方は財産の委譲をもって移管するといった方向もありますし、いろいろな方向があります。ただ、現在の指定管理者制度はまだ始まって10年なりませんね。これまでのことで、先ほどの公募の問題とか、あるいは今の長期的に委託する方法については両方にらんでいます。なぜかという、今の全国の指定管理している団体の状況を見て、おのおのばらばらです、公共施設といいながら。その中において、やっぱりまだ公募をしてその良し悪しを見きわめるといった状況のところもあれば、今言われたとおり、長期にもうこれは長い間頼んでしまおうといった安定したところもあるというふうに聞いております。

よって、法律上については、そういった両方の選定ができる、先ほどの条例もそれに基づいてつくっています。本当は安定したものであれば、だんだんこの公募よりも今言われた委託ということ長くするとか、指定管理の期間を長期にするとか、あるいはその先にといったこともいろいろあります。まだそういったことの見きわめをしながらという状況でもありますので、受けてくださる社会福祉協議会にとっても安定できるような方法で、あるいは今言われたしわ寄せが行かないような状況、そういった話し合いを進めながら、やっぱり村と社会福祉協議会で協調していい方向に持っていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。答弁を聞いていてもわからないんですよ、正直。今後

の目指す方向っていろいろお話されましたよね。その方向性が見えないんですよ。結局ね、村長がこの高齢者福祉とか、こういう介護保険制度そのものをどの方向に持っていきたいのかという部分だと思うんです。要するに人がかかる部分ですよ、この介護保険にしても、後は社会福祉協議会でいけばみずほ保育園とかありますよね、今指定管理やっています。人にかかわるものをこの指定管理制度で本当にやっていいのかという部分です。

というのは、村長がいくら頑張っても、いわゆる上位法で決めている指定期間の3年間というのは変えることはできないですよ、今の段階ではね。そのことが絶えず頭にあるわけです。受ける側は絶えずその恐怖にさらされるわけです。3年間たった次はどうなるのかな。そういう気持ちの中で、人づくり、人に接する仕事がきちんと機能すると思いますか。その方向性を見きわめが違うと思っています、私は。違いますか、村長。

ですから、私はさきに言ったように、社会福祉協議会にお願いをする、そういう気持ちがあるのであれば、指定管理制度ではなくて随意契約、業務委託でやったほうがいいんじゃないですかという考えですけども、いかがですか、もう一度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご意見、よくわかりました。やっぱりもともとこの話は、最初から指定管理に伴う問題でしたね。それは今言われていると同じことです。この事業をやるほうについては人事上の問題もあるので長くすべきである。これは要望です。受けているほうにしてみれば、他方、この制度をつくったそもそものずっと考えからすると、やっぱりそれもそういう方向で当然のことだと容認はしながらも、やはりまだ試行の段階なので、安定するまではやっぱり公募ということを前提に、期間についてもいろいろあります。3年がいいのか、5年がいいのかという、あまり短いんじゃないかという議論もいっぱいあるというふうにもありますよ。

そういうことですが、要は今の大事な仕事が身分の不安定でできるのかという一番肝心なことでありますので、基本的には安定した身分でちゃんとした仕事ができればいいという方向でいつも考えていると。ただ、上位法がどうだからということもありますが、それもそれで、このいろいろな状況を見て、変わってくるだろうという期待もあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほど村長に、私はこの制度を使い分けをしているという話をしましたよね。いわゆる、じゃ直の話にまた戻しますけれども、直でやった場合に村は何を恐れるか。いわゆる義務的経費の増加ですよ。それは行革の流れの中で、職員を減らして義務的経費を削減していこう、そういった面でこの指定管理を使ったわけですよ。ところが、じゃ受けた側の今のこの社会福祉協議会のほうの話になるとね、村長は今度逆に使っているんですよ。

それで、いわゆる先ほどから言っているように、3年、3年と先ほどからずっと言っていますよね。でしたら、この指定管理でやるのであれば、債務負担行為をもっと

大きく起こして、財政的に10年とか20年の長いスパンでやったらいいんじゃないですか。そういった中で指定管理制度を社会福祉協議会と結んでいったらいいんじゃないですか。そうすれば、社会福祉協議会は10年なり20年なり安定した経営が組めるわけですから、その間に職員体系とかいろいろな部分を強化できるわけですよ。それがひいては西郷村のお年寄りの方、デイサービスセンターを利用する方のサービスにつながると思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然そういった議論もあります。もともとあります、それも。一つはやっぱり今の公の施設というのは、耐用年数とか施設の問題もある。当然人の問題が絡んできますので、この途中においていろいろこの財産の委譲によるものとか、あるいは今言ったように長期に及ぶ場合、同時に絡んだ議論が出てくるというふうに思っております。そういったことで、要は今言われた、安定した身分において大事な仕事を安定的に続けられるようにという観点で物を見ていかなければならないと、それはそのとおりであります。その途中といたしますか、今あるというふうに考えておりますので、いろいろ事象に捉えて、今の方向のやり方ということもいろいろ議論していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。質問かえます。

この介護保険が導入されたときに、いわゆる介護基盤の整備をする考えの中で、当時は3地区体制という考え方がございました。この考え方が今どうなっているのか。第5期の計画を見ていると、4地区ともとれるような形が書いてあるんですよ。「新南部」という言葉が出てくるので、これはちょっと変わってきたのかなと思うんですけども、この3地区体制、この考え方については今どのような考えになっているのか、この向かう方向性についてお示しをしていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 介護保険事業が開始されました当初から現在に至るまで、羽太から米の北部地域と、甲子・川谷から西原地域の中部、堀川から大平、駅前地区の南部の3地域としておりました。この考えは、第5期介護保険事業計画におきましても大きな考えの柱としていただいております。村内のどの地区におきましても公平にサービスが受けられるように、今後も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。3地区体制がまだ継続されているということで理解をします。私の多分読み違えかなというふうに思いますけれども、いわゆるこの3地区体制の計画を立てたというのは、私はその平成12年のときに、非常にこれはすごくいい考えだなと思えましたよ。というのは、都市部と郡部、いわゆる人が少ないところと多いところでは、いわゆる介護サービスを供給する業者の入り方が変わってくるという考えがありましたよ。当時、あの大きな有名な会社が、介護保険が始まる前にもものすごい宣伝をかけて、実際に介護保険が運用が始まったら急に倒産したとかとい

う話があったりね、いろいろな話がありました。そういった中で、私の住む川谷の山間部は、高齢者の方がいても、隣から隣までの距離が多いと介護サービスの供給をする業者がなかなか入らないんじゃないかという心配をしていた。そういった中で、この3地区体制に分けることによって業者を指定していくという形で、非常にこれはいい形だというふうに理解をしています。

この考えのもとに、今後、村はこの介護保険制度、どのように展開をしていくのか。村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 基本的に今の3地区の中にということでやりますが、やっぱり今後、いろいろアンバランス等が出てくればその都度考えますけれども、基本的にやっぱり今の申し上げたとおりで、そういう部分は今後もいくというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。3地区体制は今後も継続をして、あらゆる形で展開をしていくということなんですけれども、今までのいろいろないきさつを、話を伺っていますと、本当にどうなのかなと思うんですよ。特に最近思うのはですね、ここ何年かでこの3地区体制が非常にバランスが崩れてしまっているんじゃないかなと思いますよ。こういった中で、本当にこの介護サービスが安定的に供給できるのかという部分で今大きな危惧を持っているわけですよ。

そういった中で、村長はこの介護保険に関して、高齢者福祉も含んでくるんですけども、じゃまたデイサービスのほうに戻りますけれども、今2つの施設、こういった施設をじゃどういうふうな配置をしていくとかね、そういう大きな計画というのはいかがでしょうか。デイサービスとか、その高齢者の生きがい教室とかいろいろな事業展開がありますよね。そういった中で、どういうプログラムを大きく組んでいるのか組んでいないのか、ちょっと最後はそこを確認したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これは地区を1つのエリアとして捉えて、そのネットワークを構築してきました。今後ともやっぱりその拠点等は変わらず、一部変わったところもありますけれども、そういったところを見ながら、やっぱり動線距離とか、そういった部分あまり伸びたり縮んだりしないようにということを考えながら展開していくというふうになると思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。そうしますとね、民間の業者の方を責めるわけでもないし、やはり民間の業者の方というのは、経営的にかなり厳しい状況の中で経営をするわけですから、今言いましたように、郡部のほうになってくるとね、なかなか手薄の部分が出てくるんじゃないか。そういった面で、私がやはり期待するのは社会福祉協議会の部分なんです。決してごまをするわけでもない、あくまでも中立公平にやっていただければ社会福祉協議会かなと思うんですよ。そういった中で、いわゆる社

会福祉協議会の運営がきちんとしていた中で経営をしていただかなければ、やはり介護保険についても高齢者福祉に関しても大きな問題が出てくるのではないかと思います。

そういった中で、最後の最後にもう一度確認します。社会福祉協議会に対しての今デイサービスの2つの施設を指定管理でやっていますけれども、このまままだ継続するおつもりですか。最後に伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、申されました最後の結論部分、西郷村社会福祉協議会のお力添えといいますか、よく会長さんともお話をします。この西郷村の大きな部分といいますか、バックボーンになっているという大きなこの組織、法人でありますし、かつ、今のこの仕事に対しましても相当並々ならぬ意欲を持って取り組んでいらっしゃる。それは村民すべからく認めるところであって、今後ともやっぱりこの部分の安定といいますか、やっぱり将来に向かっての展開が安定的に推移する、そして今担っていただいておりますこの介護関係とか、それ以外についても十分なる仕事が、あるいは安定的に推移をすることができますように、村としてもお願いする、あるいは頼んでいく、あるいは協力する、そういった意味で協力していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今、社会福祉協議会の運営方向について村長から答弁いただいたんですけども、安定した経営でやっていただきたいとかね、高齢者福祉に対して先駆的に進んでいってほしいという私と同じような考えだと思うんですけども、最後の最後までに、その経営を安定させるための意味合いでのこの指定管理制度は変えないということで理解をします。私はそれに対しては大きな疑義を唱えて、時間のこともありますので次の質問に入りたいと思います。

次の2つ目の質問としまして、放射線リスクからの健康維持管理についてということで、これも前回、昨年12月ですか、そのときに質問した流れになっておりますけれども、質問のはじめに、まず村長に1つ確認したいことがございます。東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故、この事故について、村長は人災だと思いますか、自然災害だと思いますか。まずそこから伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

最初、私は天災だと思った。しかし、いろいろな報道を調べてくるうちに、これは人災だというふうに考えが変わりました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私と同じ方向でよかったなと思いますけれども、1つだけ残念なのはね、いろいろな報道という話を今されました。私は、あの原発事故が発生したときにこの場で申し上げました。日本共産党の国会議員の吉井衆議院議員かな、彼は事故が起きる前に、外部電力が喪失した場合に大変大きな事故が起きるということを指摘をしてきました。そして、この福島県内において、県議会においても、

やはり日本共産党の神山悦子議員が県議会の中で同じ質問をしている。そのことを事故直後に私は村長に申し上げたはずですが、ですから、あの事故は人災だと私は申し上げました。その言葉をきちんと最初に信じていただけなかったというのは若干残念です。まあそれはしょうがないですけども。

そこで伺いますけれども、村長は人災だということで今認識をされたということなんで、ではこの放射線リスクから村民の方の健康を守るために、村はあらゆる対策を講じるべきではないかと私は常々この場で申し上げてきたわけですが。そういった中で、村長に改めて考えを伺いますけれども、その策を講じるべきではないかというふうに再度伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはりこれまでいろいろ質問ありましたですね。この健康被害についてのことがよくわからない。わからないとするならば、やっぱりそのための対応措置ということは手を緩めてはならないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。健康に及ぼす被害がよくわからないと。このこともずっと言われていますよね。手を緩めないでということと今答弁をされたんですけども、では具体的に村はどのような対応をされてきたのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

最初にこのいろいろなガラスバジの問題とか、いろいろな検査がありましたですね。最初からいろいろ皆様からお話ありましたとおり、ホールボディーカウンターというのが一番わかりやすいのじゃないか、要するにホールボディーであります。全身に蓄積するということがありますので、それとももちろん甲状腺は当然子ども特有ということになりますから、それはそれですが、ホールボディーをいち早く入れようということを町村会、市町村会でずっとやってきた経過があります。これがいち早く皆様受けることができ、どのような線量であるのかということを一いち早く知りたいというのが今の希望でありますので、ホールボディーが一番形としてできたということとあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁の中で、ホールボディーカウンターを一番に入れるべきだという声を出してきたということで理解をするわけですけども、確かにそうなのかもしれません。そういった中で、村長が言われる数値をつかみたい、必ず言われますよね。そのことに私はいつも納得のいかない部分があるんですよ。なぜ数値をつかまなきゃいけないんですか。今日の同僚議員の一般質問の中、昨日のですか、一般質問の答弁の中でも、やはり数字の話が出ましたよ。今日の質問の中でも数字の話が出ていますよね。前回もやはり村長はその数字の話をされているんです。私はその数字を、前回、しきい値、どこまでが安全でどこまでから危険なのかということ村長は非常に気にしていると言ったんですけども、恐らく今も同じだと思うんです。

よね。しかしながら、この放射線に、どこまでが安全でどこからが危険だなんていう数字はないと思っています、私は。全てが危険だというふうに理解をします。

通常、こうやって私が生活をしていては、自然から放射線の影響を受けているとは言われます。でも、以前お話ししましたように、私たち黄色人種はいわゆるそういうものから守るために皮膚の色を変えたり、もっと赤道に近いほうの国の人たちは放射線量が強い、そのことから肌の色を黒くしていった、こういう説が今言われています。ですから、長い時間かけて人間は対応してきているわけですよ。しかしながら、今回のこの放射線というのは、自然界の放射線とはまた違うものなんです。

もう村長は博学なので、いろいろもう勉強されているとわかんと思いますけれども、原発事故以降ね、いろいろな放射性物質が出てきている。それは自然界にないもののがかなり出てきている。そういったものの影響に関してはいわゆる未知数の部分が多過ぎます。ですから、ありとあらゆる健康調査をすべきじゃないんですかと私は申し上げてきたわけです。その中でホールボディーカウンターの話も今出ましたけれども、私はもっと以前に話をした中で、住民健診の中で血液検査や尿検査、さらには白内障の検査、さまざまな検査をすべきではないかというお話をしたことがございます。そういった話を多分村長は覚えていらっしゃると思いますけれども、それらに対してどういう取り組みを考えているのか、どういうふうな対策を考えているのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前回もお答えしたと思いますが、いろいろ医者といいますか病院ですね、そういうところと協議してやっていきたいということで今とどまっておるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。2年も経過をして、相談をしてやっていきたいと思っています、それで本当によろしいんですか。

それと、先ほどホールボディーカウンターの話が出ました。西郷村の子どもたちも、今2順目が終わったのかな、2回目回ったところなのかな、まだ1回目なのかな、1回目が終わって、今度2回目が回ってくるということで順番待ちをしていますよね。それで、この西郡の中で子どもさんが少ないある村では、ホールボディーカウンター登載車が時間が余裕あるということで、大人の方も測ってもらった地区があるそうです。それは、その役場の方が頑張って検討交渉されたというふうに私は理解していますけれども、片方ではそうやって進んでいる部分がある。片方ではまだ、一番子どもたちが影響受けやすいのに、その子どもたちもまだ終わっていない、そういった中で、本当に村長は、放射線のこのリスクから村民の方の健康を守ることができるかと考えられますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 全員が早く受けられるようにということで誰しも思っているわけでありまして。やっぱり順番とか、昨日出ましたね、セシウムがどうのこうので再度検

査するとか、いろいろな話がありましたが、このやり方については、この西白河町村会として導入を決めて、厚生病院にこれを置いていただく、その中においてこの放射線技師等がついてやっていくという手順でありますので、あまり差がつかないといえますかね、いち早く回るということを考えながら、順番、やり方を考えていくということでもあります。

もう一つは、やっぱり固定式のものと同時に移動式のものがあります。JAから寄贈を受けたもの、あるいは県が所有するものについてありますので、そういったことをやっぱり組み合わせをしながらいち早く終わらせて、早く検査を1回は終わらせていきたいという考えで今いるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ホールボディーカウンターの厚生病院の設置に関してということで、昨日ですか、同僚議員の質問の中でも村長等、答弁されています。ただその中で、市町村会での話し合いがこれからだという答弁でしたよね。この対応の遅れというのは、私からもやはり強く指摘をせざるを得ないですよ。

そして、ではホールボディー検査をして数値が出てくる、答えが出てきますよね。じゃ、その後の対応というのは村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり出てきたものについては線量の数値ですね、数値管理はやっぱりしなければならない。どこまでその線量といいますか、出てきた数値が影響あるのかについてのことも同時にこの解説を加えなければわかりませんので、そういったことが検査と同時にわかるようにということをやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） その数値をつかむということですよ。それが影響があるのかわからないのか。その影響があるのかわからないのかというのは、先ほどからずっと言っているように、ないんです、今。どこまでが安全でどこからが危険ですよというそのしきい値はないというふうに私はずっと言っているわけです。

そういった中で、いろいろ見てみますとね、私はこの放射線というのは、数値が少なくても危ないものだというふうに理解をしている。それに対して、ICRPとか反論してきますよね、いろいろね。いろいろな考えを示しますよね。どこまでは安全だとかって。特殊な考え、ホルミシスとかという、何か特殊な考え方をする方がいらっしゃるみたいですね。どこまでの放射線量というのは健康にいいとか体にいいとかという考えを示される方もいるそうですね。それが正しいのか、間違っているのか、私は今の段階ではわからない。

しかしながら、いろいろな放射線の歴史を見ていくと、アメリカの遺伝学者でハーマン・J・マラー氏という方がいらっしゃるそうです。1927年の実験で、ショウジョウバエ、小さいハエがいますよね。これのオスの生殖細胞にエックス線を当てたそうです。そして、その子どもに羽の短いものが出たり、目玉の色が異なるものが出現してきたと。そして、この放射線量を大きくすると影響もやはり大きく出てくるこ

とが確認されていると、この1927年の実験の中で確認されているそうです。そして、その後、1950年、アメリカのオークリッジ国立研究所、ラッセル博士という方が、マウスの実験でもやはり同じ結果を得ている。この日本においても、放射線医学総合研究所の中で、カニクイザルというサルを使っての実験でもやはり同様の結果が出てきている。ですから、低線量においても人体に及ぼす影響というのは必ずある、心配がされるということだというふうに私は理解をしているわけで、ですから今、こうやって除染が遅れていく中で、そういうリスクに今、村民の方はさらされているわけです。ですから、そのリスクをいかに低くするか、そのためにあらゆる策を講じなければならぬというふうに考えるわけであります。

そして、私は以前から申し上げているように、この放射線に関しては正しく理解をして正しく怖がりましょうというお話をしています。ですから、検査をすることに関しては私も村長と同じです。きちんとやっぱりやるべきだと思う。ただし、その検査の種類を、先ほどから申し上げているように、血液検査や血算検査って、今いろいろな項目がある血算検査というのがあるそうです。これは県内の避難地域の方が多分特定健診の中で、住民健診の中で受ける検査なのかな、含まれている項目だと思ったんですけれども、そういう血算検査、尿検査、白内障の検査、そういったさまざまな検査を村でもやはり取り組むべきじゃないんですか、伺います。いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われているように、人体の影響、よくわかりませんね。わからないところについては、やっぱり今言われたような検査も導入すべきだろうなという部分もありますが、他方、今議員が言われたことと違う本もあります。私も安心してみようかなということでそういう本も読みますが、ただ、最終的にやっぱりわからない方向になるみたいです。ただ、遺伝はしないとかね、いろいろなことを書いている、中川恵一教授の本を今読んでいますけれども、そういうことがあります、結局はやっぱり言われたとおり、正しく計測して、そして管理をしていくしか今のところありません。そういったことでいろいろまたおたがいの件を考えながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。いろいろな検査を考えていきたいというお話なんですけれども、検査をすることによってその答えが出てきます。その答えを、検査を受けた方に直接お渡しをするべきだと私は思うんです。これは松本市長のお名前ちょっと今忘れちゃったけれども、（不規則発言あり）ああ、菅谷さん、あの先生がやはりそのことを言われています。変に隠し立てするよりも、本人にきちんと渡したほうがいいと。渡されたときには大きな戸惑いが出る。でも、それによって気持ちの切りかえをして、その放射線リスクと直接向かい合っていくことができるから、直接その数値は渡すべきだということをおっしゃっていますよね。私もそのとおりだと思いますよ。決してそういう結果が出ないことを望んでいますけれども。

ですから、今多くの村民の方はいろいろな不安を抱えているわけですよ。その中で、ホールボディーカウンターがなかなか順番が回ってこない、甲状腺検査もなかなかいつやってもらえるのかわからない、そういった不安の中で戸惑いがある。では、血液検査や血算検査、尿検査、白内障の検査、こういったものは衛生協会さんと検討をすれば、ある程度できる検査じゃないんですか。できる検査を先行してやるべきだと私は考えるんですけども、そうやって少しでも村民の方に安心を与える必要があると思いますよ。そうして、少しでも気持ちに安心を与えることができれば、そのことによっていわゆる放射線リスクと村民の方も立ち向かっていく気持ちに切りかえができていくんじゃないかと考えていますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言、そのとおりだと、いろいろ前から言っているとおり、病院、その他と相談しながらやっていくということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ただいまのご質問にお答えします。

保健衛生協会という話が出たものですから、血算につきましては事務的に進めてはいたんですけども、どうにか白血球分画とかそういうふうな部分での対応で衛生協会を使ってできないかということで研究はしたんですが、残念ながら保健衛生協会のほうからちょっとできないということで断られてしまったという経過がございます。大人の人よりも子どものほうの関係でその辺を、血算とかをやればというふうには思っておりましたが、残念ながらそういう機会が、どうもいい方法が見つからないというのが実情でした。そういう経過がありましたので、できればそういうふうな部分で子どもたちのほうのそういうふうな血液検査をとってやれる部分があれば、それらは学校ともあわせ協力していただきながらやろうかなと思ったんですが、ちょっと今、そのところは頓挫しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの担当課長のほうからね、血算検査に関しては、保健衛生協会のほうではちょっと対応ができないというような答弁をいただいて、若干ショックを受けているんですけども、今ちょっと資料を見ていたら、血算検査の部分が出てきました。この血算検査の内容について、赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板、白血球数、白血球分画というんですかね、こういうものの検査対象になるそうなんですけれども、こういった検査を、じゃ村長は早急に請け負ってくれる施設、病院を探すべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろご指摘のとおり、なかなか体制等の問題もあってということもあると思いますので、いろいろ調べてみたいと。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いろいろ調べてみるということで、いつまで調べていただける

のかなというふうなのを頭に受けながらまた質問していきたいと思うんですけども、この2年間ね、いろいろ見ていると、県の対応の不十分さというのも私は本当に目についてどうしようもなかった。いわゆる先日と12日の一般質問の中でも出てきていますけれども、県の対応というのはあまりにも一方的なやり方というんですかね、これに対して村はどういうふうなお考えなのかなというふうを考えるわけですけども、いわゆる甲状腺検査にしても、当時18歳だった子どもたちは、その3月を境にそれぞれの道を歩んで県外に行ったりという子どもがいます。就職をしたり進学をされたりと。実例を示せば、うちの子どももそうだったんです。うちの子どもは東京に行っています。その子どもに直接検査の通知が行ったんですよ。いろいろ話をしました。ところが、その内容を私ら親は見えていませんので、子どもから電話で聞いたらね、いついつかからいついつかの間に福島県のどこどこに来て検査を受けてください。それしか書いていない。そういう対応を県はしていったんですよ。それに対して子どもたちは物すごい戸惑いを持ちます。親も戸惑いを持っている。親にしてみれば、やはり子どもは心配ですからね。

そういった中で、いろいろな子どもたちの保護者の方と話をしてみますと、子どもたちはそれぞれ今就職をされたり進学をされたりする子どもたちは休みがとれないとか、県外から帰省するためのその費用はじゃどうなるんだと、いろいろな問題が浮上してきたんですよ。そういうふうなものを県に聞いても一向にない。何を言うのか、県の考え方としてもものすごく頭にきたのは、自分の健康は自分で考えましょうよと、守ってくださいよと、そういう考えなんです。これが一般の住民健診、基本健診とかね、そういうものでしたら、自分の健康を守るために自分の力で健診会場に行って、施設に行って健診を受けるのは当たり前だと思いますよ。放射線リスクに関して、なぜ自分のお金を使って帰省してきて、休みをとって、いろいろな経費をかけて検査を受けなきゃない、そういう県の対応に対して、村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の話は聞いております。やっぱりちゃんと親御さんもわかって、そして子どもの親権者ですか、それが理解して対応する。同時に、遠隔地に行った人に対しても、やっぱり事細かく便宜を図ってという形にしなければこの問題は解決しない。そもそも、このさっきの天災か人災かの話があって、やっぱりこの不法行為によってという影響がありますので、賠償対象になるというふうに思っております。やっぱりその件について、県がいずれといっても、まあ県は県でやっていますので、当然強化して、市町村と県は連携して、そして対応しなければならんというふうに思っておりますので、その件はぜひうまくいくように改善していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 県と対応を考えていくというような答弁でしたので、ぜひ早急に考えていただきたいと思います。親にしてみれば、幾ら経費がかかろうとも、やはり検査を受けさせたい、そういうふうと考えています。

そういった中で、県とタイアップするようなもののお話がありましたけれども、恐らく多くの方は、県に対して今、不信感を募らせていると思っていますよ。その中で、この問題の責任はどこにあるのかというと、私は先ほど村長にも確認したように、いわゆる東京電力と国にあるというふうに理解をしています。では、じゃ村に責任はないのかといえば、決してそうではない。しかしながら、村にそれ以上に私が求めるのは、義務だと思います。その義務というのは何だっていけば、先ほど後藤議員の質問の中にもありましたように、地方自治法の本旨ですよね、住民の福祉の向上を図る、このことがやはり一番重要な部分かなと思うんですよ。先ほど来、いろいろな検査をすべきだ、そのデータをきちんと集めるべきだというお話をしました。そのことを村はきちんとその義務のもとに管理をすべきではないかと考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど県の話で、個人の健康は個人だという話がありましたね。しかし、この外部要因ですので、これに関するものについては、個人的ではありませんけれども、やっぱりそれを集積するという仕事が出てきます、新たに。今は多分甲状腺の調査については甲状腺の多分ファイルがあってという、そういった種別だろうと思いますが、最終的に属人的になりますよ。属人的なものをどうやっていくかということとは昨日、おととも質問出ましたが、やっぱりそういった構築を経年的に、時系列的にやっていく必要があるというふうに考えますので、そういう方向も今研究しようというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ちょっと言うのを忘れたのを今、ふと思い出したんです。旧ソビエト連邦のチェルノブイリ事故、大きな事故が起こりましたよね。そのチェルノブイリに隣接をするベラルーシでですね、これは今年のNHKのテレビでやっていたというお話を聞いたんですけれども、いろいろな本を見てみると、このベラルーシというのもすごいなと思いますよね。いわゆる西郷と同じような状況なのかなと思いますよ。放射線リスクを背負ったまま、そこで生活をさせている。そのために、じゃベラルーシでは何をやっているのかという部分を今ちょっと思い出しました。ホールボディーカウンターの年に一度の健診を義務づけさせています。そして、さまざまな検査をやはり義務づけをして放射線リスクからの管理をしているそうです。

このベラルーシにおいて、4年に一度、詳細な放射線の汚染度マップをつくっているそうなんです。もう二十何年も経過をしても、この中においてもやはり4年に一度、その放射線の汚染度マップを作成して、農地などは100メートル四方に区切って、その区画ごとに汚染濃度を色別に表示している地図をつくっているそうなんですよ。この村においても、話はちょっとずれているんですけれども、そういうまず図面をつくる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 土壌マップについては、植物学、稲とか何かの移行係数の問題が

あって、その係数がはっきりすれば、逆に土壌検査すれば、野菜その他、栽培できるかどうかという基準があった。おとしからこの問題があって、この草地の除染、天地返しとかいろいろやってまいりました。このベラルーシの話もいろいろテレビ、NHKスペシャルでやっていましたが、耕土の深さとか、日本とは多少地質が違うようですが、やっぱり25年経ってもいろいろな影響が出てきているということもまた同時に報道されておりまして、継続的にこれをやっていくということを法定している部分が言われたとおりです。見ました、私も。

この土壌については、検査した部分、あるいは移行係数の逆数というものもありますが、ただいまはシイタケとか、あるいは昨日は何でしたっけ、一つ出ましたね、芝原で。まだまだ下がらないところがあるみたいですので、土壌の検査も引き続き、ただ全体でこのベラルーシのような、あれは5キロメッシュでしたっけ、というようなことまでに行けるかどうかちょっと今はわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は、汚染度マップをつくるべきじゃないですかと申し上げた。

これをつくる必要性をじゃお話ししようかなと思って今答弁聞いていたんですけれども、汚染度マップをつくってみてね、そこに居住されている方が見えてきますよね。汚染度マップをつくって住宅地図を載せれば、どの辺のところにもどういう住宅があるとかね、住まれている方がいるとかというのはわかってくるわけですよ。そういった中で、先ほどから申し上げているホールボディーカウンター検査、甲状腺検査、あとは積算線量計の対応とかね、血液検査とか白内障検査、尿検査とか、いろいろな検査をすべきだと私申し上げているんですけれども、そういう検査をやる優先順位も決まってくるのかなと思います。それと、その汚染度マップを見て、どういうふうに線量が上がってくるのかと、そういったものが見えてくる部分もあるかと思うんですよ。そういった面で、面的に捉えていく必要もあると思うんですよ。

それを村は今後ずっとこれは管理すべきじゃないかと私は考えるんですよ。いわゆる県のほうで県民健康手帳をつくって、それに記入してくださいよ、いろいろ言っています。しかしながら、あの県立医大の先生のお話がありました。甲状腺がんになっても、今、手術の技術が格段によくなったので、手術の跡が目立たないから大丈夫なんですよなんて、そういう方の意見を聞くような人が本当にいらっしゃいますか。西洋医学的な考えですよ。悪いところを取ってしまえば終わり。では、取った後はどうなんですか。取った方はずっとホルモン剤を経口投与しなければならないんですよ。そういうリスクを背負っていかなきゃならないんですよ。そういう状況に追い込んでいっているんですよ。

そういう学者の先生の意見を聞くよりも、村はやはり独自で、村そのもので村民の方の健康を守っていくんだと、これから新たに生まれてくる方の、そして今後この西郷村から転出される方、反対にこの西郷村に入って来られる方、その方々の健康を今後ずっと、管理という言葉が適正なのかどうなのかわかりませんが、きちんと把握をしていくべきじゃないかと思うんですよ。そういうお考えは村長にございませ

んか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり今の低線量被ばくの影響がまだよくわからない、解明されないという状況にあれば、その先回りをするという事はやっぱりしなければならんというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。なぜね、こういうことをしつこく私が言うのかということ。先ほど来から申し上げているように、これは西郷村に課せられた義務だと私は思っています。これは地方自治法の中の定めにある住民の方の福祉の向上につながる。ですから村は義務としてやらなければならないんじゃないですかと考えるわけですよ。そして、このことを継続していくことによって、万の一つ、本当に万の一つですよ、放射線リスクのがんなどを発症してしまった場合に、東京電力に対して、国に対してその責任を追及する一つの材料になるというふうに私は考えるわけですよ。

これも以前お話ししました。福井の敦賀原発でトラブルが起きたときに、大阪の配管工をされている方がその修理に行った。そこでベータ線熱傷かな、そういう放射線の病気にかかってしまったそうですよ。10年間裁判をやり続けました。最終的に大阪の国立大学の病院の診断書をもってしても、最高裁では放射線病とは認められなかった、そういう事例があるんですよ。近い内容では、あの茨城県の東海村、JCOですね、ここであの臨界事故が発生しました。当時、その燃料に携わった方は労災として認められました。そこから300メートル離れたところにいた町工場のおやじさん、やはりこの人も放射線リスクを背負って裁判になりました。結局は最後まで認められないまま、命が絶えてしまいました。そういう悲しい事例がいっぱいあるんですよ。

ですから、そういった場合に万が一落ちてしまった場合に、必要な情報を村がきちんと管理をすべきなんですよ。そのためにやれというわけじゃないですよ。そういう検査をすることを積み重ねをしていくことによって、村民にまず安心を与えられる。そのことを最優先にしながら、万が一の場合のそのデータとして使える、そのために私はやるべきじゃないかと考えているんですけども、村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり今のこのわずか300メートルのことを聞いた瞬間に、やっぱり気になりますね、そういうことは。福島県に少なくとも住んでいた者は、今支援法で書こうとされているとは思いますが、そういったことを入れる、同時に、今言われたような資料といいますか、データをつくるといったのもやっぱり必要でないかというふうに思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後２時２０分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

１２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいたわけですが、その中で法律が子どもたちを守ってくれるというお話が答弁の中にちょっとあったんですけれども、恐らく子ども・被災者支援法の部分だと思うんです。ただ、これは今、国会の中でさらにこの内容を詰めて、きちんとしたものにつくり上げていただけるというふうに私も理解をしております。ただ、それと一緒に、並行してやはり村は村でやるべきだというふうに私は訴えているわけですよ。先ほどから申し上げているように、今この西郷村に住まれている方全員、そして新たにこの西郷村に生まれ来る命も含め、よそから転入される方も含め、その方たちの全ての健康の管理をチェックをしていく、その必要がありますよと私は訴えているわけですよ。それを、今ある課の中で分担をするのでは、私はかなり難しいと思いますよ。

それで、昨年１２月の第４回の定例会の中で、課設置条例がありましたよね。その中で放射線対策課というのがこの４月から立ち上がります。その中にこの部署をきちんと立ち上げるべきだと思いますよ。いわゆる食品の放射線の汚染状況を確認するとかね、あとその健康管理とか、全てこの放射線に絡む部分を一括で管理をすべきだというふうに思いますよ。この放射線に関しては、今後１００年、２００年とずっと続いていくわけですよ。この西郷村に住人がいる限り、ずっとこれは継続しなければならぬ話だというふうに私は理解をするわけです。ですから、きちんとした専門的な部署を立ち上げるべきだというふうに理解をするわけですよ。そういった中で、この４月から始まる放射線対策課でその対応をすべきであるというふうに考えるわけです。それで、そのために必要な人材や職員の数や機材もろもろ、いろいろ出てきます。それこそ本当に保健師から栄養士、技術職、そういった方を確保しなければなりません。

それに伴ういろいろな費用がございまして、その費用に関しては、先ほど言いましたように、村長は人災だというふうに言われているわけですから、私も同じですから、東京電力に対してきちんとそのお金なり費用を求めていくべきだというふうに考えて、村長の考えを伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話の趣旨はよく理解をいたします。どういう体制をとっていくか、ご提言のことがありましたが、やっぱりいろいろ現在の状況を見て、あるいは範囲を見て、いろいろそういったことで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） １２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） いろいろな状況を見て対応してまいりますという答弁でございます。素直に受け取ってよろしいんですか。対応していただけるというふうにとってよろしいんですか。確認をします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 対応というのは、そういったご提言を踏まえて、できる限りそういった方向が望ましいという部分についてはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。できる限りという言葉は今つけられたんですけども、できる限りというのは非常に含みのある言葉だなというふうに私は理解しますよ。私のこの頭でこんなことを考えられるわけですよ。村長の頭だったらもっとすごいことを考えられると思いますよ。その権限を村長は持たれているわけですよ。ですから、村長ができる限りということは、私はじゃ村長はその方向で動き出すと、やっていただけるといふふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私も努力してできる限りということであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私も努力をしてということで、恐らく平行線になりますので、やっていただけないのかなという落胆する気持ちを今強めています。村長はね、村民の方のいわゆるこれから何年も続く放射線リスクに対して背を向けるような行為だというふうに指摘をして、次の質問に入りたいと思います。

質問の3点目として、行財政運営についてということで質問、通告を入れてあります。この質問に関しても、昨年の12月のこれは議案質疑の中でお話した内容であります。この繰入金の処理方法について質疑をいたしました。当時の答弁の中で、それぞれの自治体のやり方がございますという答弁がございました。確かに行財政運営上は間違っていないのかなという部分は理解をするところがあります。しかしながら、本当にじゃこれが正しい姿なのかということをお伺いいたします。

あの12月に申し上げましたように、5月末日を持って出納を閉鎖する、そしてその段階で、繰越金が確定するわけですよ。通常であれば、私あのとき6月と言ったんですけども、通常大体9月に計上するわけですね、繰越金ってね。9月で計上して処理をしていくと。ところが、西郷においては9月で処理をして12月で処理をした。そして、さらにまたこの3月でまた処理をする、こういうやり方が本当に正しいのかなと思うんですよ。というのは、繰越金を持ちながらも、片方で大きな起債を起こしてきている。こういう姿が本当に正しいんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 繰越金の処理方法についておたがございました。歳計剰余金の処分は、地方自治法第233条の2において、各会計年度において決算剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるものと定めてあり、本村の財務規則第92条では、総務課長は、法第233の2の規定により、歳計剰余金を翌年度の歳入又は基金に編入しようとするときは、村長の指示を受けて処理しなければならないと

定めてあります。また、地方財政法第7条の規定により、歳入歳出決算上生じた剰余金につきましては、最低限2分の1は基金への積み立て等が義務づけられており、この積み立て等の方法といたしましては、翌年度歳入に編入の上、歳出予算において積立金を支出し積み立てる方法と、地方自治法第233条の2ただし書きにより、歳入歳出予算を通さずに直接基金に編入する方法があり、本村では例年、後者により処理をしております。

今回の繰越金の計上方法につきましては、平成23年度歳計剰余金として生じた6億1,733万9,000円のうちの約半分、3億900万円を地方財政法の規定により財政調整基金に積み立てました。そして、残額の3億833万9,000円について、平成24年度の歳入である繰越金で歳入科目に計上したところです。

この3億833万9,000円のうち、当初予算計上額4,000万円を控除した2億6,833万9,000円が今年度の補正財源となりますので、それを9月の補正予算で9,843万7,000円、12月の補正予算で1億6,914万6,000円を計上し、今補正で残額の75万6,000円を補正予算の財源として計上したところでございます。

お話しのように、この確定したところにおいては、やっぱり明らかになった部分からこの歳入予算に計上して、歳入その他のバランスをとるべきだというのはそのとおりだと思います。やはりこの歳出予算たる事業費、数字の補正がありましたので、その財源としての繰越金や財源の調整、財政調整積立金などについて必要と思われるこれらについて補正の計上を行いました。わかりにくい点があったという部分もありますので、今後、よりわかりやすい計上をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。非常に今、細々とした答弁をいただいたんですけども、答弁の趣旨から、大筋からいけば、これで間違っていないよということを言いたいわけですよ。間違っていないんですよ。ただ、こういう処理が本当に正しいんですかと私は言っているんです。これは、素直に私は言うべきだと思いますよ、間違いがあったんだしたら、間違いがございましたと。それを、いろいろな理由をつけてね、何とかな、カモフラージュしようとする、いわゆる法の解釈を最大限まで活用してそれを認めないようとするその姿勢に私は疑義を感じてくるんですよ。人間は過ちを犯すのはもう間違いなくあると思いますよ。決して間違っていることを責めるわけじゃないんですけども、ただその姿勢が許せないんですよ。

去年の3月に私、申しあげましたよね、この場でね、事故繰越の話とかね。なぜその過ちが起きたのか、そこをまず村長は確認をすべきだと思いますよ。この繰越金の処理についてもなぜこういう事態が起きたのか、そのことを確認すべきだと思いますよ。私は一概に職員を責めるつもりはない。責めるのであれば村長を責めます。というのは、2年前にあの大きな地震が起きました。その後、原発事故が起きたわけですよ。そういった中で、通常業務にさらにいろいろな業務が職員は重なってきているわ

けですよ。こういったミスが起きるのは当たり前だと思いますよ、私は。ある種当たり前だと思います。そういったところをきちんと村長は見ていないから、こういう繰越金の処理の仕方をするような形になるんじゃないかと思うんですよ。そのことをきちんと反省をして、今後につなげていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第10、1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

◇1番 鈴木勝久君

1. 教育行政について
2. 村行財政について
3. 予算編成について

○1番（鈴木勝久君） 鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まずはじめに、教育行政についてでございます。

まず、第1、スポーツ指導での体罰についてでございます。

これは、去る2月28日の記事ですか、大阪の桜宮高校バスケットボール部副主将の男子が自殺をしたという問題で問題になりました。その前に、柔道の全日本の女子の指導でもそのような体罰が行われてきました。今まで私たちの時代には、先生にげんこつをされるとか、頭をひっぱたかれるというのは何か日常茶飯事だと言っておりましたが、基本的にこれは教育基本法の11条で体罰禁止はもう前々からうたわれておりました。でも、なぜかこの先生が子どもにやる体罰は、時として礼節をというか、社会に恥じることなく正しい姿に子どもを導くんだと、そういう形で体罰肯定論というのが結構ありまして、そんなの当たり前だというのがありましたけれども、この体罰と、まず指導、この違いはどこにあると思われるか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

体罰のことにつきましては、お話しありましたように、大阪の高校のこと、あるいはこれもお話ありましたが、柔道界をはじめとするいわゆる暴力、そういうことを含めてマスコミで取り上げられ、全国で関心事になり、いろいろご意見をいただいたり、そういうことになっていると思います。

今お話ありました件については、文部科学省におきましても一つの見解を示しております。平成19年2月でございますが、問題行動を起こす児童生徒に対する指導、これは通知なんです、その中で、今のことに關することが通知されております。これは懲戒、そして体罰についての考え方について分別する際にそのよりどころにひとつなるといふふうに思っております。

お話ありましたように、教育基本法でなくて学校教育法第11条にあるんですが、ただし書きに体罰について規定しております。そこには、体罰はまずいかなる場合においても行ってはならないというふうに規定されています。その中で、その懲戒の内容がいわゆる身体的性質のもの、すなわち身体に関する侵害を内容とする懲戒、懲戒は11条で認められているんですが、身体にかかわる侵害する内容とする懲戒、例えば殴る、蹴るとか、代表的なのはこういうもの、行為でございますが、これは罰を、そういうものとか、いわゆる罰を受けた者が肉体的に苦痛を感じる、そういう懲戒に当たると判断された場合は、これは体罰とすると。したがって、懲戒と体罰はそういうところで区別を一応できるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、懲戒と体罰の違いを聞かせていただきました。それは今、こ

れから質問しようかなと思っていたんですけれども、例えばですね、今、懲戒の話をしましたけれども、肉体的に苦痛を感じると、これが体罰だという方向に行ったんですけれども、例えば野球部で言いますと、皆がだらだらしているとき、練習に気合いが入らないと。じゃ、全員で校庭10周しなさい、例えばそれが100周しなさい、この部分で一つに対しまして10周は懲戒で100週になると体罰だ、そういう感覚なんですか。懲戒と体罰、肉体的苦痛というのは、指導者の立場からすればどの辺で線引きするかというのがちょっと難しいと思うんですけれども、その辺を再度質問したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

一応という言葉をお先ほど申し上げました。もう少し明確にということだと思いますので、申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、殴る、蹴る、こういうものははっきりしています。今、鈴木議員がおっしゃいましたように、例えば校庭を走ってこいということになって、10周、100周、1,000周となったときに、その区別をどこでしていくんだということ、これは当然疑問に思い、どうなんだろうというふうに思うことだと思います。このことにつきましては、罰を与えるほうばかりじゃなくて、罰を受けるほう、この双方に関してのことになるというふうに思います。

例えばですが、「次のような行為は児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらないとしています」ということが現にございまして、今の走ることだけじゃなくてですね、そういうものがありますので、少し申し上げてみます。例えばどういうのかというと、懲戒を科すという意味で、放課後等に教室に残す、こういう例えば事例です。残す際にも、残っている間にトイレに行きたくなったりいろいろしますね。そうすると、そのままトイレにも行ってはいけなとか、さまざまなことが次々に起こってきます。こういう場合どうなの、こういう場合どうなのというふうになってきますね。それで、そういうことについては、その罰を受ける人の発達段階とか、精神の状態とか、非常にこれはなかなか難しいことをいろいろ含んできます。そういうことを含めた上でことになります。長くとどめ置くということに、今度は教室に残した場合もですね、どれほどの長さなのかとか、そういうことがさまざま出てまいりますので、それはそのときのことをいろいろ勘案をしてくる必要があるというふうになろうかと思えます。

一般的には、放課後、教室に残す、こういうことは体罰とはならない。それから、授業中、教室内で起立させる、少し立ってると。それから、学習課題や清掃を与えるとか、それから当番を君は少し多くやって、人のこともよく考える人になりなさいとか、さまざまな場合が、学校は生きた子どもを扱っていますので想定されると思います。しかしながら、それぞれの懲戒が体罰に当たるか否かは、今申し上げましたように、いろいろな場合と、それからその場の状況とかさまざま起こってきますので、懲戒を受けた児童生徒や、あるいはその後ろにおられる保護者さんから、これは体罰で

ないかという申し出があったりする、そういう事例がここにも、全国いろいろなときに多分起きていると思いますね、そういうときにその言動一つで判断するのではなくて、いろいろな状況、あるいは条件等を客観的に考慮して判断する、そして児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為、しかも効果が間違いなくこれはあるんだと誰もが認める、そういうようなことについては体罰に当たらないというふうに言える。したがって、非常にこれは難しい線引きになっている部分もあります。はっきりした部分とそうでない部分と両方含んでおります。今申し上げましたような事例がその区別の一つの事例でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 非常に難しいのはわかっておりますね。今回、バスケット部の顧問をしていらっしゃる加害者、男性教諭の話を知ると、全国大会に連れて行ってほしい、大学進学の手道をつけてほしいと保護者は思っていた、プレッシャーがあったと。いつも全国大会に行くレベルとか、それで次の職業に就くと思っている保護者の期待度、そういうことで勝利至上主義に走ってですね、私たちもしようがなくやってみたいなところが多々あって、その部分が大変難しいのかなと思っております。

それで、これを本村によってまず、本村で中学校が中心となると思うんですけども、中学校、小学校のもっと広く言えばスポーツ少年団あたりまで行くか行かないか、これは学校教育までは入っていないんですね、スポーツ少年団のほうは。ただ、その指導者というか、まず本村でそれを調査が行われたか、その体罰について、あと学校の先生にどういう指導をなさったか、また外部コーチもおられますけれども、そっこのほうはどうなっているのか、あわせて明瞭にお答えいただけます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 調査、それから指導、外部指導の先生方、そういうことについて話をということでございます。お答え申し上げます。

まず、調査でございますが、1月25日付で文部科学省1073号という通知によりまして、体罰禁止の徹底及び体罰にかかわる実態把握ということで、ちょうどその時期、こういう調査が入っております、それとあわせて本村でも実施をしておるところでございます。質問紙による教職員自身への調査へまずこれを行いました。次に、2月14日付、1423号調査、体罰にかかわる実態把握についてにおきまして、今度は保護者、そして児童生徒への調査を実施いたしました。その結果、本村におきましては、小中学校とも体罰はないということで報告を完了したところでございます。

それから、指導につきましては、常日ごろから学校事故防止ということで教職員に指導をしているところでございます。その中に体罰のことも含めまして、あるいは教職員側のこととしては、あわせて不祥事防止ということで、特に飲酒運転の絶無、セクハラ等の事故の絶無、あわせて体罰の絶無、こういうことを毎回入れて指導をしているところです。また、毎月行っております学校長の会議におきましても、学校事故の防止につきまして、教職員の交通事故の防止とか、授業中の事故防止とか、幅を広げたり、焦点をあることに当てたりしながら、常に学校事故防止の対応をしていると

ころでございませう。

外部コーチも本村でお願いしておりますけれども、その方々に対しまして、校長のほうからの指導を適時行っただいでいる、そういうこととございませう。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ぜひ体罰のないスポーツ指導に徹するようにお願いいたしませう。もっと突っ込みたいんですけども、時間がないんです。

次、ここでよく出てくるのは、テレビ等で教育委員会が出て、特に大阪におきましては橋下市長と教育委員会側がいろいろな問答をやっておりませう。皆様もそれを見ていまして、一般の村民の方々、教育委員会って何をやっているところなのというのが一番先に疑問が出て、こういう場合、教育委員会の権限とか責任というのはどういふことなのかというのが一般の方々からの疑問が湧いてきました。今回みたいな事例、大阪みたいな事例がありますと、教育委員会がまず第1番目に出てきまして、今回の場合は否定されたんですけども、それから肯定されてとか、何か教育委員会がよく出てきますけれども、一般の村民の人が教育委員会ってどんなことをやっているんだか全然わからないんですね。だから、その教育委員会はまずどのような仕事をして、例えば今回のこのような体罰が全国的に放映されたとき、教育委員会はどのような行動というか、どのようなことをされるのか、その辺簡単におっしゃっていただきたいなと思ひませう。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたしませう。

教育委員会のまず設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということをもとにして教育委員会が設置されております。職務権限、さまざま幅広くございませう。その中で、今体罰のことと絡んでいませうので、絞って申し上げますと、学校の例で申し上げます。学校と教育委員会の関係でございませうが、学校は村内の子どもを学区を持ってその中で教育指導を行っております。教育委員会は、西郷で言へば、西郷村にある小学校5つ、中学校3つ、学校に限って言へば、そことのつながりを持ちまして、どういうつながりかといひませうと、学校を指導、助言する、サポートする、こういうことを主なものとしております。これは、教育長が行うのでもなく、教育委員会の事務局だけが行うのでもなく、それは教育委員会という、村にあります先ほど申し上げました設置されていませう教育委員会、これは合議制のものでございませうが、その中で最終的には意見をいただきまして、了承、決裁をいただいた上でその指導や助言ということになるわけとございませう。一部教育長に専決で委任されているものもございませうので、そういうことを含めながら学校教育とのつながりを持っていませうと、そういう関係とございませう。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その中で、教育委員会に疑問を持たれるというか、不信感を持たれているのは、文科省と教育委員会は一体になっているんじゃないか。どうも私たち子ども側のほうの味方になってくれないんじゃないかという不信感を持っている村民

の方々がいらっしゃるんですよ。教育委員会の立場というのは、今聞きましたけれども、西郷村教育委員会において、文科省のほうの立場に立っているのか、村民の私たちの立場になって物事を進めていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

文科省を向いているのか、村民、子どもに向いているのかということでございます、端的に申し上げれば。これは間違いなく村民のほうを向く、子どものほうを向く、つまり、先ほど申し上げましたことからしても、村にある学校に所属している子どもでございますので、そちらの実態把握の上に、その上に立った教育をしていくのは当然のことです。とは申せ、文部科学省、それから県の教育委員会という組織がございます。そこと無縁で教育を進めるということは、これまたできないことでありまして、国の教育を文部科学省が担っている、県民の教育を県の教育委員会が担っている、重なりが当然ありますので、そこには一体的なと先ほど言葉で申されましたが、強いつながりを持った上で、さまざまな点での一体感を持って国民の教育、県民の教育、村民の教育に当たると、こういうことになると思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村民の目線に立って、立場に立って、教育行政をやっていただきたいと思います。

続きまして、②に入ります。ゲーム脳についてなんですけれども、このゲーム脳の恐怖ということで、もう10年前ぐらいから騒がれていることなんですけれども、脳に対する悪影響ということで、何冊か専門家の方、脳科学者とか教育関係の人、本も出されております。その中で、2月27日に新聞で、ゲーム機で遊んでいたのを叱られ、父親を刺したという報道があります。これは氷山の一角だと思います。ゲームをしておりますとですね、私も今読んで知った知識なんですけれども、脳の前頭前野というところが動物にはないらしくて、人間だけにある、理性とか想像とかそういうつかさどるところらしいんですけれども、そこがどうも機能しなくなるとか、キレる子どもができるとか、あと飽きちゃうとか無表情とか、ドーパミンが抑えられて的確な意思決定ができないとか、非常に危惧するようなのが並べられております。その中で、西郷の学校教育として村側はゲーム機及びこれはテレビとかそういうのも関係すると思うんですけれども、特に今回はゲーム機についてなんで、ファミコン類に関して学校側で指導を行っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

ゲームのこと、この通告の中に、2月27日の新聞ということでゲーム機という話がありましたので、そういう中身のことなんだなというふうに思いながらお答え申し上げます。

お話ありましたように、子どもたちにとってテレビ、あるいはテレビゲーム、ある

いはゲーム、さらには携帯、それからファミコン、さまざま子どもたちが興味関心を持つものが世の中にあふれています。これを全部子どもたちから隔離するというのか、そういうものから子どもたちを隔離する、こういうことができれば、そういうことの心配はまずあまりなくなると思います。ただ、実社会におきましてはそれは現実的でないものですから、いかなる規制をかけようとも、子どもたちの近くにそのことがある限り、子どもたちはそことの接触をする、あるいはできる、したい、さまざまな様相はあると思いますけれども、そういうことが起きてくるというふうに思っています。

結局どういうことなのかというと、大人社会がそのことをどういうふうに捉えて、どういうふうにしていこうというのか、そこのところが定まらないと、学校教育の中でそのことを云々しようとしたときに、なかなかハードル、高い壁がそこにでき上がります。したがって、今までもそういうことの認識のもとに学校でも当然過度のそういうことについての弊害はよく理解していますので、保護者の方、学校で言えば組織的にもPTAがあるわけですので、PTA、あるいは地域の皆さんにお世話になりながら相談もし、会議も持っていただき、あるいは地域教育懇談会など教育委員会が主催している地域へ向かった教育の一体感を持つ会議もございますので、そういう中で今のような弊害にならないよう、子どもたちが適切にそういう子どもたちが興味を持つ文化に触れられるよう、そういうことをお願いしながら今日まで来ております。今後も強く、こういう事件も起きたわけですので、そういうことを通してなお一層手を組んで対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 本村では、まだ際立ってそういう事件は起きておりませんが、非常にこの次代を担う子どもたち、これからどうなるかわかりません。放射能もひどいと思いますけれども、この今、子どもたちがいろいろな情報を、起きた瞬間からいろいろな情報が入ってきて、頭の中がパニックになっている状態です。ですから、健全に育てていくために、保護者、学校、地域の皆様と協力して、次の世代を担う子どもたちを守っていかなくちゃならないと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。

次、2番、村行財政について伺います。

これ、1番と2番はほとんど一緒のことを言っていたんですけども、プールはなぜできないかというのは問題になっていましたので、これのなぜという部分じゃなくて、できなかったプロセス、これを反省していただきたいと思ったんです。というのは、決算書の否定、2番目に出てきます決算書の否決と遠からず当たっているところがあるんじゃないかなと思います。というのは、村営プールをつくるに当たって、執行部側は議会に相談する、意見を聞いてという部分があったんですけども、そこを無視されまして、設計はできている、施工業者は決まっている、そういう段取りを無視したそういうやり方がこのプールができない理由の一つにもなっていたのかなと思っています。それで、ですから2番と1番が意外とオーバーラップするところがあ

りまして、まず決算書を否決された12月議会です、私はこれを非常に重く受け止めておりました。皆様、ほかの議員の皆様方も、去年、大分心が重かったんじゃないのかなと思っております。それで、まず決算書が否決されたその理由は何だと思いでしょうか。村長、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

決算が否決された理由は何ですかということですね。ご理解得られなかったということだと思いますので、非常に残念であります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 12月議会を終わって、否決された後、執行側はこのことについて議論されておりましたか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議論というのはどういう意味合いですか。（不規則発言あり）いや、今申し上げたとおり、ご理解を得られなかったことは残念だという話であります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 1番。何がご理解いただけなかったと思いますか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何がというか、説明の全般だろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 説明の全般とはどのようなことですか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 決算というのは、この決算書を調製して、それをこの決算委員会といいますか、説明はあるということにおいて、それはこの執行したことについての結果です。もちろんこの成果の説明とか一緒に説明しますね。それを説明しながら、そしてこの審議に係るという手順になりますので、その結果に基づくものというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私は、財政運営に、お金の使い方がおかしいと思って否決したんだろうなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 使い方がということで、具体的にわかればご指摘いただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） そこがわからなくて、今回また予算編成をなさったのかと思うと、非常に寒気がするというか、恐ろしい、そういう一言でございますが、本当に何で否決されたかご存じありませんか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） ぜひご披瀝いただきたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 私、議員になって2年経っておりません。この決算書が否決されたという重みがどのくらい重いのかも現実的にはわかっておりませんが、私たち議員も二元代表制の一翼を握っております。議会で可決されたことは非常に重いんだろうなと思っております。執行側は、それに対して執行権を有して予算を使っていくわけでございます。そのぐらいの認識なんですけれども、それで使い方がおかしいと思われたことに対しては、予算は可決されました。その後、使うことに関して問題があったということは非常に重い結果だったんじゃないかなと思います。それについて、執行側はなぜということを普通なら考えると思うんですけれども、なぜ考えなかったのか不思議でなりません。村長は思い当たる節があると思ってるんですけれども、再度質問します。否決された原因はなぜだと思いますか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 総論になってしまいますね。もっと各論に行きたいというふうに思います。もちろん説明がご理解得られなかったということに尽きるわけですよ。私は、この決算を調製して、説明して、こういうことでありましたということに来て、それは自信を持って言っております。しかしながら、今言ったとおり、否決と申しますか、多数決ですからね、そういうことの結果となれば、やっぱりそれは何でも考えます。いろいろなことを考えます、これは。しかし、それをもとにして次に行くということは当然のことですので、もちろんご理解を得られないというのは非常に残念なことで、やっぱりご理解を得られるように努力しなければならないというふうに思っているところでございます。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） わかりました。予算編成と次、ダブってきますので、3番の予算編成に入りながら、今を進めていきたいと思っております。
- 下のほうから参ります。7番、村長所信表明全般について、7番から行かせていただきます。
- この中で、これは佐藤議員もおっしゃっていたことなんですけれども、家族旅行村のところありますよね。質問の通告書の3番目です。家族旅行村に関して議会監査委員の指摘事項等について改善を行っておりと書いております。議会または監査委員の指摘とはどういうことかお答えください。
- 議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（渡辺文雄君） 1番鈴木議員の質問にお答えいたします。
- 議会からは、施肥、除草剤散布、報告書に添付された写真についてご指摘を受け、平成24年度から新たな指定管理業務については、施肥、除草剤の散布の経費を計上しないで、肥料について必要な場合には村が支給することとし、そのほか積算見直しにより積算額については削減いたしました。
- また、監査委員からは、指定管理の公募について、一般公募とし、経営意欲や経営

計画、競争をさせ、評価して決定すること、また経費の節減、サービスの質の向上を評価させることのご指摘を受けました。

以上です。（不規則発言あり）監査委員はそこまでは。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今、課長から答弁いただきましたが、指定管理制度というのは途中でそういう条件変えてもよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 指定管理は平成24年度で切りかえになっておりますので、平成24年度からの指定管理については今申し上げたように切りかえました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） いや、今ちょっとわからないんですけども、契約時点では平成23年度に契約はしてありますよね。契約後にその指定管理料を変更したということですか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 平成24年度で指定管理が切りかえになりました。平成24年3月に議会の承認をいただいて指定管理になりましたね。そのときに金額とか、この施肥とか除草剤はもう抜いてありますので、そういう具合に改善しております。除いた金額で契約してあります。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） そうすると、根本から変わってくるということは、芝管理をするときに除草剤も施肥も要らないという前提でその仕様書というか、考えていらっしゃるんですか。ちょっとおかしいなと思うんですけども、使わなかったからそこを削ったという言い方もちょっとおかしいなと思うんですけども、違いますか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 平成24年度からは、指定管理料の中からは抜いて、必要なときにその除草剤とか肥料を支給するようにしました。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今の話でちょっとわからないので、これは改めて特別委員会で問題にしたいと思います。その後に言われた監査委員の指摘、もう一度3つ言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 監査委員の指摘としましては、平成23年度の指摘なものですから、その中で指定管理者の公募については一般公募として、経営意欲や経営計画を競争させ、評価し、決定すること、また経費の節減、サービスの質の向上を強化させることのご指摘を受けました。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） それはもう問題にする前に出てた話ですよ。問題になってからじゃないですよ。今回のこの村長がやっている所信表明演説というか、次年度に、今年度が続く予算編成のための指摘じゃなくて、そういうことなんですよ。じゃ、これも後でします。じゃ、結構でございます。

じゃ、最初から入っていきます。じゃ、決算の部分はまだ疑問を持っておりますけれども、じゃ順序立てて伺っていきます。

2 番の①震災についての今後の対応でございますが、これは羽太地区のことについてちょっと触れさせたいと思います。

今、予算説明会でですね、建設課長が平成24年度でほとんどの公共事業というか、あれは終わると申しましたが、村長は羽太地区を見回れたときは、近日、直近ではいつありましたか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先週、先々週でしたっけ、日曜日、防災訓練を羽太でやりましたね。あのときに。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） そのときですね、道、下水道が通っている道、あと羽太、羽鳥街道、それに住宅、上羽太、下羽太、どこに行かれたかわかりませんが、上羽太、下羽太の住宅状況、どのようでありましたか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 山崩れが今、羽鳥線のところ、片側交互通行で信号がついていますね、あれが継続中で、山腹工1か所できていますけれども、その下の部分は今まだやっております。上羽太は3軒ぐらいしかまだ家は建っていませんね。それから、下羽太も3軒でしたっけ、家の撤去は終わりましたが、新築にはまだ至っていない家が6軒ぐらい今あります。当然この道路の沿線は下水道、最初に行って、道路は見た目は元に戻りましたが、やっぱり家屋の復旧がまだ残っています。やっぱり風景が少し、四つ角、あるいは必ずしも、そういった部分については、風景が昔と少し変わっているという気がしているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 1 1 番矢吹利夫君は所用のため退席いたしました。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 1 番。引き続き質問をいたします。

3代将軍の徳川家光の異母弟であり、会津藩主でありました保科正之氏、明暦3年

の大火のとき、このようにおっしゃっております。こうしたときにこそ、官の貯蓄は武士や庶民を安心させるために与えるものなのだ。支出もせずにむざむざ残しては、貯蓄がないのと同じではないか。今回の大火事は前代未聞の事件なので、むしろ出費できる力が国にあるのは大いに喜ぶべきことだ。これによってですね、保科正之氏は犯罪者を出さず、平穩無事に国を治めた。これは日本史上でも、近年、関東大震災や東京大空襲、それに匹敵する被害だったと述べられております。

このようにですね、今回の東日本大震災、また原発事故によって1,000年に一度とか何百年に一度という損害をこの村にこうむりました。予算編成を2年前から見ていると、これに合わせれば未曾有の大事件、大事故でありますので、先ほどの話へ戻ると、上田議員がおっしゃった、予算編成のとき人が足りない。本当に何もできない状態ですね、新しく放射能対策をしようと思っても、例えば先ほどの続きでいきますと、羽太地区の災害復旧にしましても、どこがどういうふうによぶ壊れているかわからない、どうしたらいいかわからない。こういうときに村長、お金使わないでいつ使うんだというのが私に疑問あるんですけども、体制が同じで、仕事が倍になったら、動きようもないですよ。これは単純に考えると、そのとき予算の組み立て、これずっとこの後の長期総合計画についても出てくるんですけども、私、見ていると、この平成16年に編成して、平成19年度から長期総合計画、この西郷村第3次総合振興計画ということがなさっておりますけれども、2年前にこのような大震災があったにもかかわらず、予算編成は震災復興と除染というか放射能対策について以外はほとんど同じ会計だったんですよ。これ不思議に思ったんですけども、村長、この辺はどのように勘案して予算編成をなされたかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 中身が変わらないものと追加されたものがあるということですね。要するに変わっていないものがあるということですね。一つは、大きく歳出構造を見ますと、義務経費と投資的経費に分けることができます。今回、義務経費の派生として災害救助費、あるいは放射能対策、出てきましたね。通常は、義務経費については当然そのまま継続します。今回、災害復旧費、それから除染関係というもの、震災に関するものが新たに付加されました。もちろん災害復旧事業費、それから災害救助費、それから放射能対策であります。これらは特別3・11以降に出てきたものでありますので、その部分が余計になっている。

では、今言われたとおり、体制はどうなるかと。一番問題です、福島県中。結局この現況の中で対応できない職員の確保ということが一番頭が痛い問題ですね。臨時の職としてつくるもの、あるいは採用を増やすもの、あるいは応援をいただくもの、いろいろなことでやって、あるいは委託を増やしていく、要するに人に頼むものが増えていくといったことも増えてきております。これらがやっぱりこの非常の時期において、全員また通常以上の発揮すべき年だと、それが続いているという状況にありますので、これをどう対応、解消しながら乗り越えていくのかというのもまたあわせて大きな課題に今直面しているわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 何ら変わらない予算編成であったと思っております。私は本当に危惧して、新しいやつが例えば先ほど羽太の話が出ましたけれども、今、家をつくれないというのは、個人的にお金を借りられないとか、いろいろのお金の問題が非常にあると思うんです。2 世帯、3 世帯で若い人がいればお金借りられますけれども、そういう対策に関して村側は、県とか国がつくったそういう制度はあるんですけども、村独自につくったやつという、何か私がお借りした中小企業何とかかとかの1%を村が負担するという、そういう部分でしかなかったのかな。村独自にですね、今回山崎課長がおっしゃっていた臨財債、これはいっぱい使えるんだよという話をしましたけれども、何に使えるかその内容についてはまだ詳しくはわかっておりませんが、ただ村側がこういう非常時に対して人とか金とかそういう制度を本当に村民を思いつくってくれていたのか、それがちょっと危惧するところでもあります。ちょっとじゃないですね。大分危惧するところでもあります。だから、村長何もやっていないという、そういう話が出てきちゃうのかな。私はこれをやったとは、私は村民の財産を守る、生命を守る、このために私はこれをやったんだよ、ご理解くださいという、そういう説明の部分が一つもありません。

ここに書いてありますので、次、2 番行きます。ごみ捨て場、2 月 28 日に閉鎖ということになりました。先ほど村長もおっしゃったように、理解していただいていたかと思っただけですけども、今、建っていない家、何軒かありますけれども、一番困っているのはその人たちだったんですよ、実際は。一番金に困っていた家がこれからめどがだんだん立ってきたというときに、今度ごみ捨て場が閉鎖されて有料になるということは、前の人は小屋とか何か捨てるのにただで、今度、家、本当に本格的にお金かかって今工面してやっている一番大変な部分の方々がこれからやっと思えるというときにこれを閉鎖するというのは、非常に羽太地区の方々に負担をかけるところでもあります。これは、村行政としてこのままで終わりにしちゃうんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

ごみ捨て場を閉鎖、昨年度来、1 2 月頃ですね、平成 23 年 5 月 4 日より鶴生の瓦れき置き場については、開設をして約 2 年を過ぎようとしておりました。その中で、一定の仮置き場の目的といいますか、それは達成しておるということで、今年の 1 2 月に、ある程度一線を引いて閉鎖しなくちゃいけないだろうということで閉鎖を決めたわけですが、この辺については、議員ご指摘のように、まだ一部そういった建てかえをしていない、瓦れきを片づけていないという世帯があるということをお伺いしておりますので、執行部と村長とも相談しまして、そういったものについては広域圏のほうでも処理をしなくちゃいけないわけですね。所有者も民間のほうから借りておりますので、そういった後片づけも考えて、7 月か 8 月ころまでには、そういう特別の事情がある場合は認めましょうということで今回お話し合いをしておりますので、そ

ういった方があれば環境保全課のほうに、今度は住民生活課になりますが、相談をいただければと思っております。ただ、今のところそういった相談が1件もないのが実情でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 1番。今、延期してくださるというお話だったので、よろしくお願ひいたします。

次、それでは3番にいかせていただきます。除染についてですけれども、昨日、同僚議員、2番の真船議員が質問されたところでございますが、村長はその際、平成25年度は260戸をめどに除染、住宅除染をしていただくということを言っておられました。大体どのぐらいの業者でこの2,600件をやられるんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

2番議員にもお答えはしておりますが、平成25年度の計画としましては、一般住宅2,600戸、260戸ではなくて2,600戸ですね、これを予定しております。さらには、そういった除染の説明会も、今現在6月まで計画が入っております。ですから、そういったもので徐々に計画をして、それらを消化していきたいと考えております。（不規則発言あり）今現在、村のほうで指名に入っている業者については、管内では30社ほどございます。さらに、昨年度、西郷村除染事業組合が発足しまして、現在その除染について受注をして着工をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） これ、118億円の260戸、30社、1軒当たり除染が5日かかって、これで2,600戸除染できますか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

約100坪ちょっと、400平米ですね、これで5名編成で約1週間ほどかかると見込んでおります。2,600戸を完成させるためには、相当の作業員が必要になってきます。ですから、管内の30社では賄い切れないと、このように推測しております。ですから、2番議員にもおっしゃったように、地元の農家の方や、そういった農閑期とか、地元の方に協力していただければ、作業に従事する教育を受けさせて、そういった方の利用も考えております。当然12月の定例会でも同じご質問をされていきますので、そういった中ではJ Vや大手の手も借りないと当然終わらないと思っておりますので、その辺も考慮したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今課長がおっしゃったように、ずっと危惧しているんですよ。これはできるはずないんです、どう考えても。できないはずのものを予算化するという

のが、これが西郷村の特徴かな、予算編成のですね。これ本当にこの数字で出して、例えば30社でやると、1年400日ないと足りないんですよ、単純にして。私は5日で計算しましたけれども。そうすると、これ無理なやつを予算化しているというのがこれおかしいんで、それでこれで118億円出るって、これも不思議な話なんですよね。できないやつを予算化して百何十億円もらえるという、この国のやり方も不思議でならないんですけれども。

これ去年の12月に住民に広報を出してくださいって、すぐ出ましたよね、2週間後に、第2回目のこれ、西郷村除染実施計画第2版というのが出ました。その以降、出してないんですよ。私たちには説明ありましたけれども。あのときもお願いしたんですけれども、村民の方は非常に興味を持っておられます。不安に感じております。そのときも、常にもう1か月に1回以内ぐらいにこういう広報を出してくださいって、皆様にお知らせくださいと言ったんですけれども、全然出ていない。本当に心配なんです。うち、いつやってくれるんだというのも心配ですし、片方では、後藤議員がおっしゃったように、そんなことやっても無理だっぺという、もう南相馬の話とか聞いていますので、いろいろな人がいるんですよ。本当に課長も、村長が先頭に立っていただきたいんですけれども、村長、各地域を回っていただいてですね、除染についてこうやりますよ、できなかったらこうですよという話をしてくださいよ。いかがですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるとおり、相当大きな仕事になりますので、ほかでは200億円をゼネコンに頼んだとか、いろいろな話がありますが、我が西郷村はやっぱり地元の人と一緒にやっていくという基本で行きたい。そうしますと、今見た計算、出てくる可能性があります。そういうことも頭に置きながら、やっぱり私たちが安心するためには、この十分なる説明とそれから協力、そういったものがなければ前に進みませんので、必要に応じてどこでも、去年は仮置き場の設置ですね、同じところに3回ぐらい行きましたが、皆さん本当におっしゃるとおりの状況で、始まったら早くやってもらいたいということになりますので、そういう対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 本当に早急にやってください。

あと、そこで問題なのが、できないできないと言っているから、ゼネコンという話が出すぐ安易に出てきますけれども、地元業者も今まで非常に大変な思いをしております。ですから、本当に地元業者を中心に速やかに2年以内、これ5年以内なんですか、2年以内なんですか、正しく何年以内に住宅は除染すると言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。非常に厳しい質問ですが、村としては2年でやるという心構えでやっております。ただ、除染計画については平成28年度までに完了するという計画でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 総力を挙げてよろしく申し上げます。課長にかかっておりますので、ぜひとも皆様にご理解いただけるように頑張らせていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。5番、自治体の情報公開度についてです。

我々議員は、簡単に申しますと、条例改正、それに予算編成、この2つが主な仕事でございます。この予算編成に関して、皆様の税金をいかに効率よく、仁平議員がおっしゃられたように、最少で最大の効果を課すと、これが私たち、また村に与えられた使命でもあると思います。それでですね、税金に関して、金をどのように使われたか。まず、簡単なやつお聞きいたします。

決算カード、この決算カードは、まず住民でありますから、住民生活課かその辺に行って西郷村の決算カードありますかとお聞きします。この決算カードはまずどこでとれるのかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

総務課の管轄になっております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村民の方でですね、今までどのぐらいの頻度でこの決算カードを見せていただきたいというお客さんというか、村の住民の方がおりましたか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 村民そのものが決算カードを見せてくださいということとはほとんどございません。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村側では、年2回、自治体広報といまして、円グラフになっている、今日持ってくるの忘れたんですけれども、それを配布しております。私もいつも見ておりますけれども、あれだと村民の方は、実際村の金ってどういうふうに使われているか、どういう流れでいるかというのはほとんど把握できないと思うんですよ。この決算カードを請求しないということは、村の私たちが預かっている税金、この税金を本当にどういうふうに使われているか関心を持っていないと思うんですよね。私たち、そのために村民の方々に税金をいただいて、私もそうです、村長もそうです、みんな福祉に力を入れるという大義名分のもとに頑張っておりますけれども、一番大切な皆様から預かっている金がどう使われているか村民が関心を持たないというのは、非常にこれは私からすると問題だなと思っております。

それで、もっと開かれた行政を目指すのであれば、今まで発行している自治体の広報、特に税に関するものをもっと村民の皆様に関心を持たれるようなそういうつくり方にしていったらいいと思うんですけれども、その財政比率分析表とかですね、歳出比較分析表、財政状況等一覧表とか、こういうものを西郷のやつをもうちょっとわかりやすく見やすいような形でこらからもつくっていただいて、西郷というか、村民の皆様が税金がどういうふうに使われているのかというのに関心を持っていただきたいな

と思っております。それは企画でやられるんですよね。これから、質問結構ですから、もうちょっと工夫して財政についてみんなの関心が持てるような書き方をさせていただきたいと思えます。

これは、次の長期総合計画表をいただくに当たって調べたものですが、長期総合計画、先ほど言いましたが、村は西郷村第3次総合振興計画、これにのっとり平成16年から委員会を開きまして、平成19年から平成28年度までの10年間の長期計画であります。この中で、何を調べたかったというのは、そこに書いてありますように、公有財産について調べたかったんですよね。その財産の使い道というか、今、山、畑、田んぼ、それに雑地ですか、わかりませんが、そういうのが手つかずで残っております。

まず、まきば保育園前の土地、2万5,000平米ですか、そこは村長、今後どのような使い道をされるのかお聞きしたいんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいご質問いただきまして、ありがとうございます。あの場所の土地につきましては、ご指摘のとおり、いい場所、もちろん国の研究機関の一部でありますので、あのときにこの特特会計つくるために国は放出をいたしました。もちろん議会からほうはいとしてあの土地を求めるべきという意見が出て、めでたく取得ができました。さてということであります。

やはり、あのときにいろいろ意見が出ましたが、やはりこの西郷村の発展に大いに寄与できるものというのはどういうものであろうか、RアンドDという、このリサーチ・アンド・デベロップメントがあって、そういう部分の家畜改良センターという、この農水省の畜産局、西郷村にあるわけであります。そういった大動物、小動物を使った、あるいは例えば医学との連携ですね、動物と医学的な連携ができないか、あるいは先端産業の学校とかですね、研究、学術的なことを誘致してはどうかということがあって、いわばこの新幹線のインターチェンジに直近、あるいは新幹線の駅にも近いということから、土地の位置については申し分ないという評価をこの件についていろいろ評価を得ております。私たちといいますか、私は県の企業立地課、あるいは企画調整部に、あの土地を紹介して、県と国とタイアップして、村ももちろんあの土地を使って、そして今のような福島県あるいは県南をリードできるような、そういった学術的な先端産業、あるいは学校とか、そういったものが誘致できないかというところに最初の原点があった。

その後であります、やっぱりいろいろな話がありましたですね、震災以降についても。例えば、ATカーニーの話とか。そういったところがあって、いろいろやっぱり西郷村とこの80キロ圏、原発から、これの外側、80キロから内側についてはやっぱりアメリカも50マイル以内ということで、なかなか線引きが厳しい部分だと、保障の関係で。80キロを超えた西郷村等はどうなのかということがあって、いろいろ拠点としての位置づけがなされた中に、西郷村のこの土地ですね、いろいろやっぱり注目されております。そういうことと、それから今後の展開として何が、では、今

のところ休んでいるじゃないかという話があります。実際、今のところ、災害復旧の資材置き場とか何かになっていますが、引き続き今、県とも話をしたり、あるいはまだ実は名前を出せないところがいっぱいあります、これまでも。学術的な大学とかありますが、そういったところを詰めて、早くこの議会の皆様にもお話しできるようなレベルに上げていきたいというふうに考えて、今は県とも引き続きやっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長も企業誘致、大分前から考えておられるところだと思います。今、村長もご存じのように、復興交付金の用途拡大、3月7日に出してきました。根本匠大臣がですね、大分皆様の声に押されてですか、枠をもっと広げたらいいんじゃないかという話で、復興交付金の使用用途拡大なされました。それと、企業立地補助金等々もございます。そういうもろもろの今、ピンチではありますが、こういう福島では使い勝手のいい基金並びに交付金いただける、こういう状況でありますので、村長にもぜひともそういう村の眠っている財産をフル活動しまして、村民の福祉につながるような政策を緊急に立ち上げていっていただきたいなど、そう思っております。

まず、この復興給付金、これ何か西郷では使って何かしようという計画は今のところございますか、村長、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今おただしのように、復興交付金の使い勝手が悪い、使いづらいという話が前からありましたですね。そもそも第1次の段階では、この浜通り、あるいは岩手、宮城の震災対応ということで、やっぱり公共事業、道路とか港湾とか、そっちのほう重点でありました。西郷においては、この地すべりといいますか、液状化の問題があって、特別配慮していただいて、今復旧工事が始まろうとしているところがありますが、今後はこの復興交付金の使い方を幅広くしてもらいたい。一つは、やっぱり防災拠点事業、役場等の復興と同時に災害対応の逃げ場所ですね、それから情報の発信基地、そういったところの拠点とすべきじゃないかというのが、やっぱり幅を広げてもらいたいという声が出ております。役場の防災拠点事業として使えないかと。結局使う範囲を広げてもらうようにこの大臣等に、2月も白河の町村会と要望しております。だんだん自民党政権にかわって、今の部分が少し幅が広がるんじゃないかという期待を今込めているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ぜひともそういうのを成し遂げて、国会議員のある方がおっしゃってました。今の総理大臣ですね、安倍さんが、政治は形にしなきゃならない、形にしてという話をしましたが、村長におかれましてぜひともそれを形にしまして、村民の福祉に役立つよう、前向きにいろいろ政策を立ち上げていっていただきたいと思っております。

それでは、7番に入りたいと思います。村長が定例会でおっしゃいました所信表明についてでございます。

まず、民主党から自民党へ政権が展開されております。この自民党の政策をどのように捉え、今年度の予算にどのように影響しているかお伺いするというのが第一にありますけれども、先ほども問題になったんですけれども、政権より何より、先ほどの話に戻して大変恐縮なんですけれども、やはり村長ですね、去年12月に決算書が否決された、これを真摯に受け止めて今年度の予算編成に当たっていただきたいというのは私の正直な思いであります。今、周りの人は、何か白河のほうの人は、西郷うまく回ってないんじゃないの議会とか何か言っていますけれども、いや、私はそんなことないですよ、意見交換はばんばんしておりますから、正常に作動しているはずですとお答えしておりますが、ぜひとも今年度、予算編成されておりますが、そのようによろしく願いいたします。対話の政治、これを村長にこれからやっていただきたいなと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。賠償に関してですね、これは賠償に関して、ずっと私、ずっと昔から言っていたんですけれども、賠償について、所信表明の中に入っているところなんですけれども、賠償に関して引き続き対処するとありますが、具体的に何を行うのか、その賠償に関してです、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番は、この線引きの問題ですね。私は、やっぱり現場指針の指針の中になかなか数字が示されていない、能見会長もこの数字が言えない。言えないというのであれば、線引きはおかしいのではないかと前から言ってきました。一つはそれです。やっぱり現場指針の指針の中にちゃんとした説明ができるように。でも、その指針をつくる前の段階で、やっぱり安全の基準なるものがはっきりしなければ、今のところはやっぱり砂上の楼閣ですね。よって、この知事も、私たちも国に対してこの指針を出しますようにというふうに言っているわけです。そういうことを基準にして、引き続き今の線引きのこと、あるいは補償の期間の問題も延ばすようにというふうに言っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 賠償はね、私は前々から言っているのは、村民一人一人の積算をしてという賠償の部分なんです。その能見の線引きの話もありますけれども、それより何より個人的にこうむった倍賞が一方的、東電賠償審査委員、審議委員ですか、そこで勝手に金額を決めてやっているということなんで、そこはですね、こっち独自の被害をこうむったやつを出していただいて、東電なり国なりに賠償していただきたいというのが私の考えでございます。

そして、次行きます。村の防災計画です。これは徳田議員と私、これは去年の3月です。早く防災計画をつくらないかというところで、自主防災についてもうちちょっと突っ込んだ施策というか、自主防災についての案件が残っていたんで、まずその防災計画、いつまでに、ここは住民生活課ですか、自主防災計画、これはいつまでにできるんですか、まだ2年経っていますよ、もう。お答えください、簡単に。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの1番鈴木勝久議員のご質問にお答えします。

村の防災計画は進んでいるのかということですが、一昨年より国の指針、それから県の防災計画、こちらのほうの改正もありまして、2年に及んでおりますが、この3月末には作成が終了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 国、県、これは前も申しましたが、国、県じゃなくて、西郷は西郷の事情があります。西郷のあれがありますから、まずは今までの防災計画書がありましたから、それに改定、村独自のをつくっていただいたほうがよかったんじゃないかなと思います。いろいろ細かいところがあるんでしょうけれども、早急に村独自のをいろいろな地域の人、専門家を入れて早急につくっていただきたいなと思っております。

次に、健康センターのアンケートに関してでございます。

これも非常に難しいところがあって、時間がないので、このアンケートに関しても、もうちょっと丁寧に、一般の村民の意見も取り入れられるようなアンケートの仕方が好ましかったんじゃないかなと思っております。改めてアンケートに関する内容については疑問が持たれております。

そういうわけで、以上、私もっと質問ありましたが、時間ですので、これにて3月の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で予定されました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時22分）